

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業

事業契約書

（案）

平成19年4月25日

（平成19年8月24日修正）

名古屋市

【 事業者 】

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 事業契約書（案）

名古屋市（以下「市」という。）は、名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業（以下「本事業」といい、第5条第1項に定義される。）を実施するにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）の趣旨に則り、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るために、本施設（第1条第62号に定義される。）の設計、建設、運営、維持管理を民間事業者に一体の事業として発注することとした。

市は、本事業の入札説明書等に従い、総合評価一般競争入札を実施し、最も優れた提案を行った入札参加者である【応募グループ】を落札者として決定し、当該落札者は、入札説明書等に従い本事業を実施するために市と平成 年 月 日付の基本協定書を締結し、これに基づき【特別目的会社】（以下「事業者」という。）を設立した。

市と事業者は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する（以下「本契約」という。）。

- | | |
|---------|--|
| 1 事業名 | 名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 |
| 2 事業の場所 | 名古屋市守山区竜泉寺二丁目地内の別紙1「事業場所」の図面の土地とする。 |
| 3 契約期間 | 本契約成立の日から平成43年3月末日まで |
| 4 契約金額 | 金 , , 円に金利変動、物価変動、事業料の変動及び制度変更による増減額並びに消費税及び地方消費税額を加算した額 |
| 5 契約保証金 | 保証金額は、本施設の設計・建設業務に係る対価の1割とする。ただし、事業契約書第87条の規定による場合はこの限りではない。 |
| 6 支払い条件 | 事業契約書中に記載のとおり |
| 7 特記条項 | この契約書は仮契約書であって、名古屋市議会の議決を経たときに、本契約書としての効力を生ずるものとする。 |

上記事業について発注者である市と受注者である事業者は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

契約事務受任者

名古屋市教育委員会教育長

岡田 大

事業者

目次

第1章 用語の定義	1
第1条（用語の定義）	1
第2章 総則	5
第2条（目的）	5
第3条（公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重）	5
第4条（事業日程）	5
第5条（本事業の概要）	5
第6条（事業者の資金調達）	5
第7条（事業者の表明保証及び誓約）	5
第8条（許認可、届出等）	6
第9条（第三者への委託等）	7
第10条（事業用地の使用）	7
第11条（労働安全衛生管理）	7
第12条（住民対応）	7
第13条（財務書類の提出等）	8
第3章 本施設の設計等	8
第14条（事前調査等）	8
第15条（本施設の設計）	8
第16条（設計の完了）	9
第17条（設計の変更）	9
第4章 本施設の建設	10
第1節 総則	10
第18条（本施設の建設）	10
第19条（工事工程表等）	11
第20条（事業者による工事監理者の設置）	11
第21条（工事現場の安全管理）	11
第22条（建設に伴う周辺調整）	11
第23条（ユーティリティの確保）	12
第24条（関連工事等）	12
第2節 市による工事確認	12
第25条（市による説明要求及び建設現場立会い等）	12
第26条（中間確認）	12
第3節 工期又は工程の変更等	13
第27条（工期又は工程の変更）	13
第28条（工事完工の遅延による費用等の負担）	14
第29条（工事の中断）	14
第30条（本件工事において第三者に及ぼした損害）	15
第4節 本施設の完工及び引渡し	16

第31条(事業者による完成検査)	16
第32条(市による本施設の完工確認)	16
第33条(市による完工確認書の発行)	17
第34条(市による本施設の運営開始準備完了の確認)	17
第35条(本施設の引渡し)	18
第36条(瑕疵担保責任)	18
第5章 要求施設の運営及び維持管理	19
第1節 運営及び維持管理体制の整備	19
第37条(マニュアルの提出及び確認)	19
第38条(運営・維持管理業務仕様書等の提出)	20
第39条(要求施設の運営・維持管理業務体制の整備)	20
第40条(市による要求施設の運営・維持管理業務体制の確認)	20
第41条(運営開始準備)	21
第42条(運営開始の遅延による費用等の負担)	21
第2節 運営及び維持管理	22
第43条(指定管理者による管理)	22
第44条(指定管理者の指定の取消し等)	22
第45条(本施設の運営・維持管理業務)	22
第46条(要求施設の開館時間等)	23
第47条(市教室事業)	23
第48条(要求施設の使用料金)	24
第49条(要求施設の使用料徴収代行業務等)	24
第50条(他スポーツセンター等の使用受付補助業務等)	24
第51条(名古屋市総合体育館の競技場等の利用に係る使用受付補助業務等)	24
第52条(市が行う利用調整への協力)	24
第53条(飲料等提供業務)	24
第54条(本施設及び設備機器の修繕等)	25
第55条(備品の調達・設置)	25
第56条(備品の更新・保守管理)	25
第57条(業務報告)	25
第3節 緊急時の対応等	26
第58条(事故時等の措置)	26
第59条(運営・維持管理業務において発生した損害)	26
第4節 モニタリング	27
第60条(事業者によるセルフモニタリング)	27
第61条(市によるモニタリング)	27
第62条(モニタリングによる改善措置)	27
第6章 付加施設の整備及び運営・維持管理	28
第63条(総則)	28
第64条(行政財産の貸付)	28
第65条(自己責任)	28
第66条(費用負担等)	28
第67条(市への報告義務)	28

第68条(付加事業の期間)	29
第69条(付加施設の営業日及び営業時間)	29
第70条(付加施設の料金)	29
第7章 付帯事業	29
第1節 特定民間事業 [事業者から提案があった場合]	29
第71条(総則)	29
第72条(行政財産の貸付)	30
第73条(自己責任)	30
第74条(費用負担等)	30
第75条(市への報告義務)	30
第76条(民間事業運営期間)	31
第77条(特定民間事業の料金)	31
第2節 民間教室事業 [事業者から提案があった場合]	31
第78条(総則)	31
第79条(費用負担)	31
第80条(民間教室事業の受講料)	32
第81条(専用使用の手続)	32
第8章 サービス購入料の支払い	32
第82条(サービス購入料の支払い)	32
第83条(サービス購入料の改定)	32
第84条(サービス購入料の返還)	33
第85条(サービス購入料の請求の手続)	33
第86条(サービス購入料の減額)	33
第9章 契約保証	33
第87条(契約保証)	34
第10章 契約期間及び契約の終了	34
第1節 契約期間	34
第88条(契約期間)	34
第2節 事業者の債務不履行による契約の解除	34
第89条(工事完工日前の契約の解除)	34
第90条(工事完工日後の契約の解除)	36
第3節 市の債務不履行による契約の解除	37
第91条(市の債務不履行等による契約の解除)	37
第4節 市による任意解除	37
第92条(市による任意解除)	37
第5節 付加施設及び民間設置施設についての措置	37
第93条(付加施設及び民間設置施設についての措置)	37
第6節 運営業務の終了に際しての措置	38
第94条(要求施設の運営業務終了に際しての措置)	38
第95条(付加施設の原状回復等)	39
第96条(民間施設用地の原状回復等)	39

第11章 法令等変更	39
第97条(通知の付与)	40
第98条(協議及び追加費用の負担)	40
第99条(法令等変更による契約の終了)	40
第12章 不可抗力	41
第100条(通知の付与)	41
第101条(不可抗力への対応)	41
第102条(協議及び追加費用の負担)	41
第103条(不可抗力による契約の終了)	42
第13章 その他	42
第104条(関係者協議会)	42
第105条(保険)	42
第106条(公租公課の負担)	42
第107条(権利義務の譲渡等)	43
第108条(秘密保持・個人情報保護等)	43
第109条(融資機関との協議)	43
第110条(株主構成の変更等)	43
第111条(特許権等の使用)	44
第112条(著作権)	44
第14章 雑則	44
第113条(準拠法)	44
第114条(管轄裁判所)	44
第115条(雑則)	44
第116条(解釈)	45
別紙1 事業場所	
別紙1 業務概要書(第5条関係)	
別紙3 サービス購入料の支払方法について(第82条関係)	
別紙4 建設工事前提出図書概要(第15条関係)	
別紙5 事業日程表(第4条関係)	
別紙6 土地使用貸借契約様式(第10条関係)	
別紙7 完工確認事項及び運営開始準備完了確認事項(第32条・第34条関係)	
別紙8 完工時提出図書(第33条関係)	
別紙9 瑕疵担保(第36条関係)	
別紙10 公金徴収業務取扱細則(第48条関係)	
別紙11 サービス購入料Bの償還表(第82条関係)	
別紙12 法令等変更の場合の費用分担規定(第98条関係)	
別紙13 事業者が付保する保険(第105条関係)	
別紙14 運営開始準備行為(第41条関係)	
別紙15 情報取扱注意事項(第37条関係)	
別紙16 事業者による公の施設の管理における個人情報取扱注意事項(第37条関係)	

- 別紙17 情報公開規程（第37条関係）
- 別紙18 本施設貸付契約（付加施設）の様式（第64条関係）
- 別紙19 土地貸付契約（民間施設用地）の様式（第72条関係）
- 別紙20 本施設貸付契約（自動販売機等設置）の様式（第53条関係）
- 別紙21 談合その他の不正行為に係る特約条項（第89条・第90条関係）

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「飲料等提供業務」とは、要求施設内において飲料等の自動販売機を設置して利用者に供する業務をいう。飲料等提供業務は、本事業に必須の業務とする。
- (2) 「運営・維持管理業務」とは、主事業のうち要求施設の運営及び維持管理（飲料提供業務及び市教室事業を含む。）に係る業務をいい、その内容は別紙1「業務概要書」に記載される。運営・維持管理業務は、本事業に必須の業務とする。
- (3) 「運営・維持管理業務に係る対価」とは、サービス購入料C及びサービス購入料Dの総称をいう。
- (4) 「運営開始日」とは、運営・維持管理業務が開始される日をいう。
- (5) 「運営開始予定日」とは、平成22年12月1日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (6) 「運営期間」とは、事業者が運営・維持管理業務を行う期間で、運営開始日から平成43年3月末日又は本契約が終了する日のいずれか早い日までをいう。
- (7) 「応募企業」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参加表明した単独の企業をいう。
- (8) 「応募グループ」とは、施設の設計、建設、運営及び維持管理の能力を有し、本事業の入札に参加表明した者で、複数の企業で構成されたグループをいう。
- (9) 「応募者」とは、応募企業又は応募グループ及び協力会社をいう。
- (10) 「応募者各社」とは、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のそれぞれの企業をいう。
- (11) 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- (12) 「確認」とは、事業者が市に書類の提出等をした場合、市がその内容を把握し良否を判断した行為をいう。ただし、市は、確認を行ったことを理由として何ら責任を負うものではない。
- (13) 「関係者協議会」とは、本施設の設計、建設、運営及び維持管理に関する事項について、市及び事業者が協議するために設営する会議をいう。開催の決定は双方の申し出によるものとする。
- (14) 「基本協定」とは、市と落札者の間で平成 年 月 日に締結された名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業に関する基本協定をいう。
- (15) 「協力会社」とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から要求施設の整備・運営に係る業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
- (16) 「契約金額」とは、本契約においてサービス購入料に定める総額（支払予定額合計）をいう。
- (17) 「建設期間」とは、本契約締結の日から本施設の引渡しの日又は本契約が終了する日のいずれか早い日までをいう。
- (18) 「公金徴収業務」とは、運営・維持管理業務のうち、公金の徴収に係る業務をいう。

- (19) 「工事開始日」とは、本件工事を開始する日をいう。
- (20) 「工事開始予定日」とは、本件工事を開始する予定日として市及び事業者との協議により定められた日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (21) 「工事工程表」とは、別紙4「建設工事前提出図書概要」における工事工程表で、市の確認を得たものをいう。
- (22) 「工事完工日」とは、市から事業者の本施設の完工確認書が発行された日をいう。
- (23) 「工事完工予定日」とは、平成22年10月末日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (24) 「工事現場」とは、事業用地のうち、本件工事が行われている場所、工事のための設備が設置されている場所、及び事業用地の搬出入口の周辺道路をいう。
- (25) 「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいう。その全てが事業者に出資するものとし、かつ事業者への出資者は構成員のみとする。
- (26) 「交付金」とは、要求施設の整備に要する費用に充当するため「安心・安全な学校づくり交付金交付要綱」(平成18年度制定。文部科学省)に基づき、国から市へ交付される交付金をいう。
- (27) 「サービス購入料」とは、設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価の総称をいう。
- (28) 「サービス購入料A」とは、設計・建設業務に係る費用のうち別紙3「サービス購入料の支払方法」の定める一定の金額で、建設期間中に市が事業者に対して支払うものをいう。
- (29) 「サービス購入料B」とは、設計・建設業務に係る費用からサービス購入料Aを控除した金額を元本とし、別紙3「サービス購入料の支払方法」の規定により算定される金額で、運営期間中にわたり均等払いされるものをいう。
- (30) 「サービス購入料C」とは、運営・維持管理業務に係る費用のうち、別紙3に定める一定の金額で、運営期間中にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいう。
- (31) 「サービス購入料D」とは、運営・維持管理業務において、別紙3に定める利用者より支払われる年間使用料収入を基に算定される金額で、別紙3の規定に従い運営期間中にわたり市が事業者に対して変動的に支払うものをいう。
- (32) 「市教室事業」とは、事業者が、市の要求に基づき要求施設において行うスポーツ及びレクリエーションに関する講座、教室等の開催、運営事業で、市の事業として行うものをいう。市教室事業は、本事業に必須の業務とする。
- (33) 「施設ホームページ」とは、事業者が作成する守山スポーツセンター(仮称)のホームページをいう。
- (34) 「情報システム」とは、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システムをいい、インターネットや電話(コンピューターによる自動応答)から市が管理するスポーツ施設の各種最新情報の入手や利用申込等ができるシステムをいう。
- (35) 「事業期間」とは、第5条第5項に定める意味を有する。
- (36) 「事業提案書」とは、落札者が入札説明書等に従い市に提出した、本事業に関する

提案が記載された書面の全ての総称をいう。

- (37) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (38) 「事業場所」とは、別紙1「事業場所」に示された愛知県名古屋市守山区竜泉寺二丁目地内の土地をいう。事業場所は、事業用地と民間施設用地から構成される。
- (39) 「事業用地」とは、事業場所のうち、本施設を設置するための土地で、別紙1「事業場所」に示された愛知県名古屋市守山区竜泉寺二丁目地内の土地をいう。
- (40) 「主事業」とは、本施設に係る設計・建設業務及び要求施設に係る運営・維持管理業務をいう。主事業は、本事業に必須の事業とする。
- (41) 「使用料」とは、名古屋市体育館条例の定めるところにより、当該施設を利用する者から支払われる施設使用の対価をいい、市に帰属する収入をいう。
- (42) 「設計図書」とは、別紙4「建設工事前提出図書概要」に定めた書類のうち、実施設計図書をいう。
- (43) 「設計・建設業務」とは、主事業のうち本施設の設計及び建設に係る業務をいい、その内容は別紙1「業務概要書」に記載される。
- (44) 「設計・建設業務に係る対価」とは、サービス購入料A及びサービス購入料Bの総称をいう。
- (45) 「選定委員会」とは、PFI法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置した学識経験者等で構成される組織をいう。
- (46) 「第三者」とは、市及び事業者以外の者をいう。
- (47) 「他スポーツセンター等」とは、市教育委員会が所管する本施設以外のスポーツ施設をいう。
- (48) 「特定民間事業」とは、民間設置施設の設計、建設、運営及び維持管理に係る事業をいう。
- (49) 「名古屋市総合体育館条例」とは、昭和62年名古屋市条例第6号（その後の変更を含む。）をいう。
- (50) 「名古屋市体育館条例」とは、昭和26年名古屋市条例第54号（その後の変更を含む。）をいう。
- (51) 「入札説明書等」とは、本事業に関し公表された実施方針、入札説明書及びその添付書類（事業契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書、落札者決定基準、様式集、図面集、モニタリング及び業務改善措置要領（案）及び通知書を含む。）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する市の回答を示した書面の全てをいう。
- (52) 「引渡予定日」とは、事業者が第35条に基づいて本施設を市に引き渡す予定の日であり、平成22年11月末日又は第27条に基づき変更された場合には、その変更後の日をいう。
- (53) 「不可抗力」とは、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの（入札説明書等及び設計図書で定められた水準を超えたものに限る。）をいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- (54) 「付加施設」とは、本施設の一部で、スポーツ及びレクリエーションの利用に供す

る施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設として事業者が自らの責任と費用により維持管理及び運営する必須の施設をいう。

- (55) 「付加事業」とは、付加施設の運営及び維持管理に係る業務をいう。付加事業は、本事業に必須の事業とする。
- (56) 「付帯事業」とは、特定民間事業及び民間教室事業をいう。
- (57) 「閉庁日」とは、市条例で定めた市の休日をいう。
- (58) 「法令等」とは、条約、法律、法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- (59) 「法令等変更」とは、法令等またはその解釈が制定、変更又は改廃されることをいう。
- (60) 「本関連契約」とは、本契約、本土地使用貸借契約、その他本契約に基づいて市と事業者との間で締結される一切の契約及び覚書をいう。
- (61) 「本関連書類」とは、第5条第2項に規定する意味を有する。
- (62) 「本件工事」とは、本事業における本施設の建設工事、ガイドウェイバス利用者駐輪場新設工事及び小幡緑地園路拡幅工事をいう。
- (63) 「本施設」とは、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づき事業者が事業用地に整備する施設、及び設備の全てをいう。なお、民間設置施設は含まないものとする。
- (64) 「本事業」とは、本契約第5条第1項に定める事業をいう。
- (65) 「民間教室事業」とは、本施設及び民間設置施設において事業者が利用者から料金を徴収して実施するスポーツ教室その他のスポーツに関する教室事業をいう。
- (66) 「民間事業運営期間」とは、第76条第1項に定める意味を有する。
- (67) 「民間施設用地」とは、事業場所のうち、特定民間事業を行う民間設置施設を設置するための土地で、別紙1「事業場所」に示された愛知県名古屋市守山区竜泉寺二丁目地内の土地をいう。
- (68) 「民間設置施設」とは、本施設には含まない別の建物又は施設として、スポーツ及びレクリエーションの利用に供する施設又は要求施設の利用者の利便性の向上に資する施設若しくは地域住民等の利便性の向上に資する施設のうち本事業の実施に資するものとして市が適当と認めるものをいい、事業者の自らの責任と費用により設計、建設、維持管理及び運営する任意の施設をいう。
- (69) 「融資機関」とは、本事業を実施するための資金を事業者に融資する金融機関をいう。
- (70) 「要求施設」とは、本施設のうち、付加施設を除く全ての施設をいい、地方自治法第244条の2第1項に規定される公の施設として位置づけるものとする。
- (71) 「落札者」とは、応募企業又は応募グループのうち、選定委員会による優秀提案者の選定を受けて市が決定した者をいう。
- (72) 「利用料金」とは、名古屋市総合体育館条例の定めるところにより、当該施設を利用する者から支払われる施設利用の対価を、当該施設を管理する指定管理者の収入にするものをいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第3条 市及び事業者は、本事業が体育施設(スポーツ練習場)としての公共性を有し、いわゆるPFI事業として実施されることを理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙5「事業日程」に従って実施されるものとする。

(本事業の概要)

第5条 本事業は、主事業、付加事業及び付帯事業[事業者から提案があった場合]並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成されるものとし、その内容は別紙1「業務概要書」に規定するものとする。

- 2 事業者は、本事業を本関連契約、入札説明書等及び事業提案書(以下、これらを総称して「本関連書類」という。)に従い、かつ法令等を遵守して遂行しなければならない。事業者は、事業期間中、要求水準書等に規定された要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、事業期間を通じて、法令等に従い、善良なる管理者の注意をもって、本事業を実施しなければならない。
- 4 事業者は、事業期間を通じて、本契約上の義務を誠実に履行するものとし、市が事業者の本契約上の義務の不履行があることを合理的に確認した場合には、「モニタリング及び業務改善措置要領」に規定する手続きに従うものとする。
- 5 本事業の期間(以下「事業期間」という。)は、平成20年3月から平成43年3月末日又は本契約が終了する日の、いずれか早い日までとする。

(事業者の資金調達)

第6条 本事業について、事業者のなすべき義務の履行に関する全ての費用は、サービス購入料及び本契約において定められている市が負担すべきその他の費用を除き、事業者が負担するものとし、本事業に関する事業者の資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、全て事業者が自己の責任において行うものとする。なお、市は第109条に基づいて融資機関との間で直接協定を締結するほか、融資機関との協議、その他事業者の資金調達のために合理的な協力を行うものとする。

(事業者の表明保証及び誓約)

第7条 事業者は、市に対して、本契約締結日現在において以下の表明をなし、かつそれ

らが真実かつ正確であることを保証する。

- (1) 事業者が市に対してその写しを提出済みの事業者の商業登記簿謄本（登記事項全部証明書）及び定款に記載された各事項は、その提出日以降、変更され又は失効していないこと。
 - (2) 事業者の株主は、構成員のみであること。
 - (3) 取締役会及び監査役が設置されていること。
- 2 事業者は、事業期間が終了するまでの間、以下の各号の事項を遵守する。
- (1) 資本金は1,000万円を下回る額としないこと。
 - (2) その発行する株式全部を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」という。）第2条第17号に定める譲渡制限株式会社とすること。
 - (3) 取締役会及び監査役を設置し、これを維持すること。
 - (4) 市の事前の承諾なく、本事業及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならないこと。
 - (5) 構成員又は協力会社のうち、本施設の設計に係る業務を【設計会社名】に、工事監理に係る業務を【工事監理会社名】に、建設に係る業務を【建設会社名】に、要求施設の運営に係る業務を【運営会社名】に、要求施設の維持管理に係る業務を【維持管理会社名】にそれぞれ委託し又は請け負わせること。但し、市の事前の書面による許可を得た場合には、事業者は、これらの業務を構成員及び協力会社の中の他の者に委託し又は請け負わせることができる。
 - (6) 市の事前の承諾なく、合併、会社分割、事業譲渡、株式交換その他の類似行為を行わないこと。
 - (7) 市の事前の承諾なく、解散決議、又は倒産手続の申立若しくはその決議を行わないこと。

（許認可、届出等）

- 第8条 事業者は、本契約上の義務を履行するために必要とされる許認可及び届出（以下「許認可等」という。）について、その責任及び費用において申請し、これを取得し又は届出を行い、これを維持するものとする。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りではない。
- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に関しては、市に書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
 - 3 市は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可の取得・維持及び届出の提出に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
 - 4 事業者は、市が許認可の取得・維持及び届出の提出をすみやかに行えるよう、必要な資料の提供その他について協力するものとする。
 - 5 市は本事業につき交付金を利用することとし、事業者は、申請に関わる書類作成等に必要資料（申請額の積算根拠、設計図面等）の提出、会計検査への対応その他について協力するものとする。

(第三者への委託等)

第9条 事業者は、事前に市に通知し、書面による承諾を得た場合に限り、本事業の一部を第三者に委託し又は請け負わせる（以下「委託等」という。）ことができるものとする。ただし、委託等される者が構成員又は協力会社の場合、かかる市の事前の承諾は不要とし、事業者による市への事前の通知により委託等を行うことができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により本事業の一部を第三者へ委託等した場合において、当該第三者がさらにその全部又は一部を他の第三者に委託等（以下「再委託等」といい、最委託等を受けた者による第三者に対する委託等も同様とする。）するときは、事前に市に通知し、書面による承諾を得なければならない。

3 前二項の規定に基づく第三者への委託等（再委託等を含む。）は、全て事業者の責任において行うものとする。

4 事業者は、委託等を行う第三者を変更する場合、前三項の規定に従うものとする。

(事業用地の使用)

第10条 市は、本施設の建設に係る工事の実施のため、工事開始日までに別途締結する土地使用貸借契約（以下「本土地使用貸借契約」という。）に従い事業者に対して事業用地を無償貸与するものとし、本土地使用貸借契約は別紙6「土地使用貸借契約様式」と実質的に同一の内容のものとする。事業者に対する事業用地の引渡しが遅延した場合に発生する不測の事態については、市が責任をもって対処するものとし、当該遅延によって事業者又は第三者に費用が発生するときは、市はその合理的費用を負担するものとする。

2 事業者は、本土地使用貸借契約に基づく事業用地の使用期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用するものとする。

3 事業者は、事業用地に投じた用地造成のための費用、補修費等の必要費、改良費等の用役費及びその他の費用を支出したときでも、本契約又は本土地使用貸借契約に特段の定めのある場合を除き、サービス購入料以外に何ら市に支払いを請求しないものとする。ただし、事業用地の瑕疵を原因として事業者が支出した費用については第14条第2項の定めに従う。

(労働安全衛生管理)

第11条 事業者は、事業期間を通じて、法令等を遵守し、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って、労働安全衛生の管理に努めなければならない。

(住民対応)

第12条 事業者は、本事業を実施するにあたり住民対応の窓口となるものとし、運営期間中において合理的な範囲で住民対応を実施するものとする。

2 市は、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等について、責任をもってこれに対処するものとする。これを理由として事業継続が困難になった場合、第103条の規定が準用されるものとする。

3 事業者に住民から苦情等が申し入れられた場合には、事業者は誠意をもって対応し、市に対して直ちに内容を報告するとともに、その対処方法について市と協議する。市及

び事業者は、かかる協議に基づき決定した対処方法について、責任をもって履行するものとする。

(財務書類の提出等)

第13条 事業者は、毎事業年度において、市が指定した日までに、翌事業年度の予算の概要を書面で市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、平成19年度から本契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日(第1回目は平成20年3月末日となる。)より90日以内に、会社法上の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済の計算書類(会社法第435条第2項で定める意味を有する。以下同じ。)及び事業報告並びにそれらの附属明細書、公認会計士又は監査法人による監査報告書(会社法第436条第1項による計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の監査に係る報告書)及びキャッシュフロー計算書を、市に提出しなければならない。
- 3 市は、前項の規定により提出を受けた監査報告を公開することができるものとする。
- 4 前各項の他、市は「モニタリング及び業務改善措置要領」の規定に従って、事業者の財務状況に関するモニタリングを行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。

第3章 本施設の設計等

(事前調査等)

第14条 事業者は、本施設の設計・建設を実施するにあたり、本契約締結後、自らの責任及び費用において、次の各号に掲げる各種事前調査を行うものとする。事業者は、各種事前調査を行う場合には、市に事前連絡するものとする。

- (1) 本施設の建設の為に必要な測量調査
 - (2) 本件工事が近隣に与える影響(工事用車両進入路の確保も含む。)
 - (3) 本施設の設置に伴う近隣への影響
- 2 事業用地につき、事業者が本契約に従って本件工事を遂行することを妨げる瑕疵(地質障害、大型の地中障害物、埋蔵文化財、建築物の瑕疵等を含むがこれらに限定されない。)が判明した場合、これに起因して事業者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、市と事業者が協議し、合理的な範囲で市が負担するものとする。

(本施設の設計)

第15条 事業者は、本契約締結後すみやかに、本関連書類に基づき、第14条に定める事前調査結果を踏まえ、自己の責任及び費用において、本施設の設計業務を行うものとする。

- 2 事業者は、本施設の設計業務に関する全ての責任(法令等の違反、及び事業者の都合による設計変更から生じる増加費用の負担を含むが、これらに限定されない。)を負うものとする。
- 3 市は、事業者により提示された設計図書が要求水準書若しくは市と事業者との協議において合意された事項に従っていない、又は提示された設計図書では要求水準書において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者の責任及び費用において修正す

ることを求めることができる。また、事業者は、市からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用においてすみやかに設計図書の修正を行い、修正事項について市に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

- 4 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、設計業務の進捗状況の報告、設計図書の提出を求めることができるものとし、事業者は、この求めに応じなければならない。

(設計の完了)

第16条 事業者は、市との協議により定める日までに本施設の建設について設計作業を完了させ、別紙4「建設工事前提出図書概要」記載の各書類(設計図書を含むが、これに限らない。以下「設計図書等」という。)を市に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 市は、前項の規定に基づき提出された設計図書等が本関連書類と整合しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、事業者に対して当該設計図書等を確認する旨又は本関連書類との相違等があるため当該相違等を指摘する旨を通知するものとする。

- 3 前項の場合において、事業者は、市から本関連書類との相違等の指摘の通知を受けた後7日以内に、市に協議を申し入れることができるものとする。市は、かかる協議の結果に基づき設計図書等の変更が必要と判断した場合には、事業者に対して設計図書等の変更の指示を行う。また、前項の相違等の指摘の通知後7日目までに事業者が市に対して協議を申し入れなかった場合には、市が当該日をもって事業者に対して設計図書等の変更の指示を行ったものとみなす。

- 4 事業者は、前項により市が設計図書等の変更の指示を行った日から30日以内に、自らの責任及び費用をもって設計図書等を変更し、市の確認を受けなければならない。市は提出された変更済の設計図書等が前項に基づく設計図書等の変更の指示の内容を満たしているか検討し、提出を受けた後7日以内に確認する旨、又はかかる指示の内容を満たさないため確認しない旨を当該不十分な点を指摘して通知するものとする。確認しない旨の通知がなされた場合は、市及び事業者は協議するものとする。

- 5 本条の手に続に起因して本件工事の遅延が見込まれる場合、工期又は工程(第27条第1項において定義する。)の変更等は、第27条の規定に従うものとする。

(設計の変更)

第17条 前条に基づいて確認された設計図書等に記載された本施設の設計の変更(設計条件の変更も含む。以下同じ。)が必要であると市が合理的に判断した場合、市は、事業者に対して本施設の設計の変更を求めるものとし、事業者は、これに従うものとする。

- 2 前項に従い本施設の設計の変更が行われる場合、市及び事業者は、以下の各号に従い、設計の変更が必要となった事由に応じて、当該変更により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) (事業者帰責の場合)

事業者の責めに帰すべき事由(事業者の作成した別紙4「建設工事前提出図書概要」記載の各書類の不備又は瑕疵による場合を含むが、これに限定されない。)によ

る場合：市が前条に基づき設計図書等を確認したか否かにかかわらず、当該設計の変更に伴い生ずる一切の損害及び費用は、事業者が負担する。

(2) (市帰責の場合)

市の責めに帰すべき事由による場合：当該設計の変更に伴い生ずる損害及び費用は、合理的な範囲で市が負担する。

(3) (法令等変更の場合)

法令等変更による場合：当該設計の変更に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第98条及び別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

(4) (不可抗力の場合)

不可抗力による場合：当該設計の変更に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第102条の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

3 第1項の規定による設計の変更に関し、市及び事業者は、工期または工程の変更の要否その他関連する事項について協議により定めるものとする。

4 事業者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本施設の設計の変更を行うことはできないものとする。かかる設計の変更により追加的な費用が発生したときは、事業者が当該追加分を負担するものとする。

5 市及び事業者は、本条に基づく設計の変更により設計・建設業務に係る費用又は運営・維持管理業務に係る費用が減少した場合には、それぞれ設計・建設に係る対価又は運営・維持管理に係る対価からかかる減少分相当額が減額されるよう設計・建設に係る対価及び運営・維持管理に係る対価を改定するものとする。

6 本条により事業者が本施設の設計の変更を行った場合、変更後の本施設の設計に係る市の確認については、前条第4項の規定を準用する。

第4章 本施設の建設

第1節 総則

(本施設の建設)

第18条 事業者は、本件工事を施工するために必要な全ての手段及び本件工事に伴い発生する建設廃材の撤去及び処分のために必要な一切の手段について、自らの責任において定めるものとする。

2 本件工事の開始にあたっては、次に掲げる要件が全て満たされていなければならない。

- (1) 本件工事の開始に必要な許認可(但し、市が取得すべきものを除く。)が、事業者の責任において取得されていること。
- (2) 本件工事の開始のために市が取得すべき許認可が、取得されていること。
- (3) 事業者が市に対して本件工事の施工体制を報告していること。
- (4) 第20条第1項に基づき工事監理者を設置し、これに係る事実確認を証する書類を市に提出していること。

- 3 本件工事の開始後に施工体制の変更がなされた場合、事業者はすみやかに市に対してかかる変更及びその理由を報告するものとする。

(工事工程表等)

第19条 事業者は、第16条に基づき市が確認した設計図書及び工事工程表に従って本件工事を遂行するものとする。

- 2 事業者は、各本件工事の工期中、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった場合にはすみやかにこれを開示しなければならない。
- 3 市は、事業者から建設業法（昭和24年法律第100号。その後の改正を含み、以下「建設業法」という。）第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。

(事業者による工事監理者の設置)

第20条 事業者は、本件工事の開始前に、自らの責任及び費用により工事監理者を設置し、設置後すみやかに市に対して当該設置に係る事実確認を証する書類を提出するものとする。

- 2 工事監理者は、建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者の資格を有する者とする。
- 3 事業者は、工事監理者をして、各本件工事の工期中の毎月末に、工事監理報告書を市に提出させるものとする。また、事業者は、市が要請したときは、工事監理者をして、工事の監理の状況につき随時報告させるものとする。
- 4 事業者は、工事監理者をして工事監理を行わせ、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

(工事現場の安全管理)

第21条 事業者は、工事現場における安全管理、健康管理、衛生管理、事業用地内の保安・警備及び防犯等に努めるものとする。

- 2 本件工事の施工に関し、事業者、構成員若しくは協力会社の労働者が災害を被り又は建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用が発生した場合、不可抗力事由又は市の責めに帰すべき事由に起因する追加費用として市が当該追加費用を負担すべき場合を除き、当該追加費用は事業者が負担する。

(建設に伴う周辺調整)

第22条 事業者は、本契約締結日から本件工事の着工までの間に、自己の責任及び費用において、本件工事により周辺住民が受ける生活への影響を検討し、合理的に要求される範囲の内容について周辺住民との調整（以下「周辺調整」という。）を実施するものとする。

- 2 前項に定める周辺調整の実施について、事業者は、市に対して事前に内容を報告するとともに、その結果について報告するものとする。
- 3 事業者は、市の承諾を得ない限り、周辺調整の不調を理由として別紙1「業務概要

書」で示された業務内容、事業提案書で示された内容、又は確認された設計図書等の変更をすることはできない。

- 4 周辺調整の結果、事業者が生じた費用（工事完工予定日が変更されたことにより発生する費用も含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、市が設定した条件に起因し、事業者が通常避けることができないものについては市が負担するものとする。

（ユーティリティの確保）

第23条 事業者は、自らの責任と費用において、入札説明書等に従い主事業を行うために必要な電力、ガス、水道、電話の確保及び下水道への接続その他のユーティリティの確保を関係者と十分な調整の上、行うものとする。

（関連工事等）

第24条 事業者は、本関連書類の規定に基づき、ガイドウェイバス利用者駐輪場新設工事及び小幡緑地園路拡幅工事（以下「関連工事等」という。）を実施する。

- 2 関連工事等の実施時期については、事業者、市及びその他関係機関との協議により定めるものとする。
- 3 事業者は、関連工事等の工期、設計図面等を事前に市及び関係機関に提出し、工事に関する承認を受ける必要がある。

第2節 市による工事確認

（市による説明要求及び建設現場立会い等）

第25条 市は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。

- 2 市は、本施設が設計図書等に従い建設されていることを把握するため、建設状況その他について、事業者の説明を求め、又は事業用地内に立ち入り建設状況を自らの費用で立会いの上、把握することができる。
- 3 事業者は、市が前項に規定する建設状況その他についての説明及び立会いを実施する場合、最大限の協力を行うものとし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
- 4 前3項に規定する報告、説明、又は立会いの結果、市が、本施設の建設状況が入札説明書等又は設計図書等の内容を逸脱していると判断した場合、「モニタリング及び業務改善措置要領」に従い、市は、事業者に対して改善を勧告することができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 5 市は、本条に基づく説明要求、本件工事への立会い等を理由として、本施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、また、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の義務及び責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

（中間確認）

第26条 市は、設計図書等に従い、本施設の主要工種別の出来形や各事業年度の出来高が

発生していることを確認するために、必要な事項に関する中間確認を自らの費用で実施する。この場合、その内容及び実施時期について、事前に市及び事業者で協議するものとする。

- 2 中間確認の結果、本施設の建設状況が、本契約、設計図書等及び本契約締結に至るまでの合意事項、提案書類の内容に客観的に相違があると合理的に判断した場合、「モニタリング及び業務改善措置要領」に従い、市は、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 3 市は、各事業年度の出来高部分を確認し、出来高に相応する一時支払金を別紙3「サービス購入料の支払方法について」に基づき支払うものとする。

第3節 工期又は工程の変更等

(工期又は工程の変更)

第27条 市又は事業者は、第19条に基づく確認後の工事工程表(本契約に基づき変更されたものを含む。)に記載された工期又は工程(以下「工期又は工程」という。)の変更が必要となる恐れが生じた場合は、その旨を相手方に通知し、当該通知の後すみやかに、工事完工予定日までに本施設が完工できるような方策について協議するものとする。

- 2 前項の場合に、市又は事業者が、工期又は工程の変更を求めるときは、その理由及び当該理由を生じさせた原因の詳細を相手方に通知するものとする。
- 3 前項において通知された理由が次に掲げる事由のいずれかである場合、又は市及び事業者が必要と認める場合は、市及び事業者は、合意により、工期又は工程を合理的な範囲で変更することができるものとする。

- (1) 不可抗力の発生
- (2) 第29条第1項に基づく、市の判断による工事中断
- (3) 法令等変更
- (4) 本契約中において特に定める事由

- 4 前項に従い工程又は工期が変更された場合、市及び事業者は、以下の各号に従い、当該変更により生ずる損害及び費用を負担する。なお、本施設の許認可申請及び各種届出の遅延等による工期の変更は、事業者の責めに帰すべき事由による工期又は工程の変更とする。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出に係る工期又は工程の変更については、市の責に帰すべき事由による工期の変更とする。

- (1) (事業者帰責の場合)

事業者の責めに帰すべき事由による場合：事業者が生じた損害及び費用は、事業者が負担する。

- (2) (市帰責の場合)

市の責めに帰すべき事由による場合：当該変更に伴い事業者が生じた損害及び費用は、合理的な範囲で市が負担する。

- (3) (法令等変更の場合)

法令等変更による場合：当該変更に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第98条及び別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

(4) (不可抗力の場合)

不可抗力による場合：当該変更に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第102条の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

(工事完工の遅延による費用等の負担)

第28条 工事完工日が工事完工予定日(本契約に基づいて工事完工予定日に変更された場合には、当該変更後の工事完工予定日を指す。)より遅れた場合、市及び事業者は、以下の各号に従い、当該遅延により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) (事業者帰責の場合)

事業者の責めに帰すべき事由による場合：事業者が生じた損害及び費用は、事業者が負担する。また、事業者は、その遅延に起因して工事完工日までに市が負担した増加費用、及び工事完工予定日における本施設未完成部分相当額につき遅延日数に応じ年3.4%(但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。)の割合で計算した金額から成る遅延損害金を市に支払うものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。この場合、市は、事業者に対する当該遅延損害金支払請求権と、市が事業者に対して負うサービス購入料A及びBの総額(但し、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料Bの割賦金利を除く金額とする。)の支払債務とを、対当額で相殺することにより決済することができる。

(2) (市帰責の場合)

市の責めに帰すべき事由による場合：市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

(3) (法令等変更の場合)

法令等変更による場合：当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第98条及び別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」に定めるところの負担割合により算出される額は、市及び事業者がこれを負担するものとする。

(4) (不可抗力の場合)

不可抗力による場合：当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第102条に定めるところの負担割合により算出される額は、市及び事業者がこれを負担するものとする。

(工事の中断)

第29条 市は、次に掲げる事由が発生し、かつ、かかる事由を直ちに解消することが不可能であると市が合理的に判断した場合、事業者に対して本件工事の全部又は一部の施工の中断(以下「工事中断」という。)を指示することができる。この場合、事業者は、すみやかに、工事中断の指示に係る部分の本件工事を中断し、市から中断の解除通知があるまでこれを再開することができないものとする。

(1) 事業者による本件工事の実施が本契約、入札説明書等、事業提案書、設計図書等又

は法令等に違反していると市が合理的に判断した場合

(2) 市が本件工事の保安上又は地元住民の健康上若しくは近隣地域の環境保全上、本件工事の中断が必要であると市が合理的に判断した場合

(3) 前二号の規定に定めるもののほか、本件工事を中断すべき緊急の事由が生じたとき市が合理的に判断した場合

2 事業者は、自らの責めに帰さない事由により工事中断がなされている場合において、中断の原因たる事由が消滅したときは、市に対し工事中断の解消及び当該中断により生じる工事工程の見直し及び工事代金の変更について協議を申入れることができるものとする。この場合において、当該協議にもかかわらず、市が当該申入れから[30]日以上協議を開始せず、又は協議開始日から90日以上本件工事の再開を通知しないときは、事業者は、市に対し、書面で通知して、本契約を解除することができるものとする。

3 工事中断の原因たる事由が長期にわたって消滅せず、又は消滅しないと市が合理的に判断する場合、市は、事業者に対し、書面で通知して、本契約を解除することができるものとする。

4 工事中断が生じた場合、市及び事業者は、以下の各号に従い、当該工事中断により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) (事業者帰責の場合)

事業者の責めに帰すべき事由による場合：事業者は、その工事中断に起因して設計・建設業務、運営・維持管理業務等、及び資金調達に係る事業者に生ずる損害及び費用は、事業者が負担する。

(2) (市帰責の場合)

市の責めに帰すべき事由による場合：市は、当該工事中断に伴い事業者において生じた合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対して当該損害及び費用を支払うものとする。

(3) (法令等変更の場合)

法令等変更による場合：当該中断に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第98条及び別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

(4) (不可抗力の場合)

不可抗力による場合：当該設計変更に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち第102条の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。

5 第2項又は第3項に基づき本契約が解除された場合、当該解除が事業者の責めに帰すべき事由による場合には第89条の規定を、市の責めに帰すべき事由による場合には第91条の規定を、法令等変更による場合には第99条の規定を、不可抗力による場合には第103条の規定をそれぞれ準用するものとする。

(本件工事において第三者に及ぼした損害)

第30条 事業者は、本件工事の施工において第三者に損害(通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。本条において以下同じ。)

を及ぼした場合、当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償しなければならず、市は責任及び費用を一切負担しない。

- 2 (市帰責の場合) 前項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき事由により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合は、市は当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償するものとする。
- 3 (不可抗力の場合) 第1項の規定にかかわらず、不可抗力により、本件工事の施工において第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害額のうち第102条(協議及び追加費用の負担)の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。
- 4 前二項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払うものとし、市は、事業者からの請求に基づき、前項により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。ただし、事業者の支払能力及び本事業の継続性に鑑みて、事業者がかかる支払方法をとることが合理的に困難と認められる場合は、市及び事業者は支払方法(資金調達に係る費用を含む。)について協議できるものとする。

第4節 本施設の完工及び引渡し

(事業者による完成検査)

- 第31条 事業者は、自らの責任と費用において、本施設が設計図書等に従い建設されていることを確認するための本件工事の完成検査(以下、単に「完成検査」という。)を行うものとする。
- 2 事業者は、市に対して、完成検査の7日前までに、完成検査を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
 - 3 市は、完成検査に自らの費用で立ち会うことができるものとする。ただし、市は、完成検査への立会の実施を理由として、何らの責任を負担するものではない。
 - 4 事業者は、完成検査に対する市の立会の有無を問わず、完成検査を完了した後、工事完工予定日から14日前までに市に対して報告書(以下「建設業務完了報告書」という。)を提出するものとする。建設業務完了報告書には、完成検査の結果に係る報告書、関連するデータ、本施設に係る検査済証その他市が合理的に要求する書類を添付しなければならない。

(市による本施設の完工確認)

- 第32条 市は、事業者から建設業務完了報告書の提出を受けた場合、本施設について、設計図書等に従った建設工事が行われていることを確認するため、建設業務完了報告書の提出を受けた日から14日以内に、別紙7「完工確認事項及び運営開始準備完了確認事項」に規定する事項につき完工確認を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- 2 完工確認の具体的な方法は、事前に市と事業者との協議により定めるものとする。
 - 3 市は、完工確認の結果、本施設の状況と、本契約、入札説明書等、事業提案書又は設計図書等の内容との間に相違があると判断した場合には、建設業務完了報告書受領後14日以内に事業者に対して文書により当該相違につき通知し、相当の期間を定めてその是

正を求めることができる。事業者は、かかる通知を受けた場合、自己の負担においてすみやかに当該相違点を是正し、市の確認を得なければならない。ただし、事業者は、かかる通知の内容につき市に協議を申し入れることができ、市は、当該協議に基づき当該相違がないものと判断した場合には、通知時に遡って是正を撤回するものとする。事業者がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とする。

- 4 前項の協議又は是正に起因して、本件工事の完工確認が工事完工予定日より遅れることが見込まれる場合には、第28条の規定に従うものとする。

(市による完工確認書の発行)

第33条 市は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、すみやかに事業者に対して本施設につき完工確認書の発行を行うものとする。

(1) 第31条に規定する完成検査及び第32条に規定する完工確認が行われ、本施設が本契約、入札説明書等、事業提案書及び設計図書等に従い建設されていることが確認されたこと。

(2) 事業者から市へ別紙8「完工時提出図書」が提出されていること。

- 2 事業者は、市の完工確認書を受領しなければ、本施設の運営・維持管理業務を開始することはできない。
- 3 市は、完工確認書の発行を理由として、本施設の設計及び建設の全部又は一部について責任を負担しない。

(市による本施設の運営開始準備完了の確認)

第34条 事業者は、本事業の運営に必要な備品が整備されているかについての検査、業務体制の整備など運営開始準備行為を完了した場合、第41条に規定する運営開始準備行為の完了とともに、市に対してその旨を通知(以下「運営開始準備行為完了通知」という。)するものとする。

- 2 市は、運営開始準備行為完了通知を受領後、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従った本施設の運営・維持管理業務等が可能であること等を確認するため、当該運営開始準備行為完了通知の提出を受けた日から14日以内に、別紙7「完工確認事項及び運営開始準備完了確認事項」に規定する図書類等に記載された事項につき運営開始準備完了の確認を行うものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- 3 運営開始準備完了確認の具体的な方法は、事前に市と事業者との協議により定めるものとする。
- 4 市は、運営開始準備完了確認の結果、本施設の状況と、本契約、入札説明書等及び事業提案書に規定された本施設の運営・維持管理業務等の水準を満たしていない、あるいは十分な体制が整備されていない等と判断した場合には、運営開始準備行為完了通知受領後14日以内に事業者に対して文書により当該相違につき通知し、相当の期間を定めてその是正を求めることができる。事業者は、かかる通知を受けた場合、自己の負担においてすみやかに当該相違点を是正し、市の確認を得なければならない。ただし、事業者は、かかる通知の内容につき市に協議を申し入れることができ、市は、当該協議に基づ

き当該相違がないものと判断した場合には、通知時に遡って是正要求を撤回するものとする。事業者がかかる協議、相違の有無の検討等に要した費用は、相違の有無にかかわらず事業者の負担とする。

- 5 前項の協議又は是正に起因して、運営開始準備完了の確認が引渡予定日より遅れることが見込まれる場合には、第28条の規定に従うものとする。
- 6 市は、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認した場合、すみやかに事業者に対して本施設につき運営開始準備完了確認書の発行を行うものとする。
 - (1) 第41条に定める運営開始準備行為が行われ、本施設の運営・維持管理業務が支障なく遂行できると合理的に判断されること。
 - (2) 本事業の実施に必要な備品が整備されていること。
 - (3) 第39条に規定する運営・維持管理業務体制が整備され、当該体制が運営・維持管理業務の遂行に支障のないとの、第40条に基づく市の確認を得ていること。
 - (4) 第37条に規定するマニュアルが提出され、市の確認を得ていること。
 - (5) 第38条に規定する業務等仕様書等が提出され、市の確認を得ていること。
 - (6) 別紙13「事業者が付保する保険」に記載される運営・維持管理時の保険にかかる保険証書の写しが提出されていること。
- 7 事業者は、運営開始日以降において運営・維持管理業務が要求水準に満たない場合、市による運営開始準備完了確認書の発行をもって責任を免れるものではない。

(本施設の引渡し)

第35条 事業者は、市から運営開始準備完了確認書が交付された場合、すみやかに市に対して本施設を引渡し、その所有権を移転し、事業用地を明渡すものとする。このとき、主事業を行うために必要な電力、ガス、水道、電話、下水道その他のユーティリティに関する所有権その他の権利を市へ移転するものとする。なお、市が本施設について建物保存登記する場合、事業者は、これに協力するものとする。

- 2 市は、前項の引渡し以降においても、事業者が本施設の運営及び維持管理に必要な備品を本施設内又は事業用地上に置くことを認めるものとする。この場合、事業者は、当該備品の設置及び利用にあたり、本施設及び事業用地の安全を害さず、かつ、その利用を妨げないよう、十分な注意を払わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第36条 本施設に瑕疵があるときは、市は、本施設の引渡しを受けてから別紙9「瑕疵担保」に規定された期間が経過するまでの間は、事業者に対して相当の期間を定めて瑕疵を修補するよう文書により請求することができ、この場合、事業者は直ちに修補を行うものとする。ただし、当該瑕疵が市の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りではない。また、事業者が、同期間内に本施設に瑕疵を発見したときは、直ちに市に文書により通知するものとする。なお、本施設において発生する不具合事象のうち、通常の経年的な劣化により生ずるものは本条の瑕疵には含まないものとする。

- 2 事業者は、前項の瑕疵修補の請求文書を受領した場合、市に対して協議を申し入れる

ことができる。市は、当該協議に基づき瑕疵がないものと判断した場合には、前項の請求文書の発送時に遡ってこれを撤回するものとする。事業者がかかる協議、瑕疵の有無の検討等に要した費用は、瑕疵の有無にかかわらず事業者の負担とする。

- 3 事業者は、【建設会社名】をして、瑕疵の修補をさせることができない場合には、第三者をして当該瑕疵を修補させるものとする。ただし、市は、合理的な理由がある場合、第三者をして当該瑕疵を修補させ、その費用を事業者に請求しうるものとする。
- 4 第1項及び第3項の場合、事業者は、当該瑕疵に起因して市が被った一切の損害（前項ただし書きに基づき市が当該瑕疵を修補するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。
- 5 事業者は、本条に基づく事業者の債務を市に対して保証する旨を規定した保証書を、【建設会社名】から徴収し、工事完工日までに市に差入れるものとする。

第5章 要求施設の運営及び維持管理

第1節 運営及び維持管理体制の整備

（マニュアルの提出及び確認）

第37条 事業者は、別紙15の「情報取扱注意項目」を遵守し、その定めるところにより、事業契約締結後すみやかに別紙15-1の様式の「情報の取扱いに関するマニュアル」を作成するとともに、別紙16の「指定管理者による公の施設の管理における個人情報取扱注意事項」を遵守し、0の様式の「個人情報保護規程」及び別紙17の「情報公開規程」を市が指定する日までに作成するものとする。

- 2 事業者は、前項に規定するものの他、本施設の運営開始予定日の60日前までに、法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書に従って、本施設が利用者にとって安全かつ快適となるように運営・維持管理するために必要なマニュアル（以下「マニュアル」と総称する。）を作成し、市に提出しなければならない。ただし、マニュアルの作成にあたっては、市の方針や施策と整合を図ることに留意するものとする。
- 3 市は、前項の規定に基づき提出されたマニュアルが法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書を遵守しているか否かにつき検討し、提出から14日以内に、事業者に対して当該マニュアルを承諾する旨又は違反等があるため不適切な部分及び理由を指摘する旨を通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた後7日以内に、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとする。市は、かかる協議の結果に基づきマニュアルの変更が必要と判断した場合には、事業者に対してマニュアルの変更の指示を行う。また、前項の通知後7日目までに事業者が市に対して協議を申し入れなかった場合には、市が当該日をもって事業者に対してマニュアルの変更の指示を行ったものとみなす。
- 5 事業者は、前項による市のマニュアルの変更の指示を受けた日から14日以内に、自らの責任及び費用をもってマニュアルを変更し、市の承諾を得なければならない。
- 6 前項のマニュアルの変更、またはそれ以外の運営期間中におけるマニュアルの改定若しくは変更にあたっては、第2項ただし書きの定めに従うものとする。

(運営・維持管理業務仕様書等の提出)

第38条 事業者は、運営・維持管理業務の開始にあたり、本契約、入札説明書等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの合意事項に基づき、運営期間を通じた運営・維持管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）を作成して、市に提出し、運営開始予定日の60日前までに市の確認を得なければならない。

- 2 事業者は、事業年度毎に、運営・維持管理業務の年間運営・維持管理業務計画書（以下「年間業務計画書」という。）を作成の上、市に提出し、市の確認を得なければならない。
- 3 業務仕様書及び年間業務計画書の記載事項については、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。
- 4 事業者は、要求水準書に定められた所要の性能及び機能を保つため、要求水準書、業務仕様書、年間業務計画書（以下、これらを総称して「業務仕様書等」という。）に従って運営・維持管理業務を実施するものとする。

(要求施設の運営・維持管理業務体制の整備)

第39条 事業者は、第35条に規定する要求施設の引渡しに先立ち、運営・維持管理業務の実施に必要な人員を確保し、かつ運営・維持管理業務の実施に必要な、教育訓練、研修等を完了するものとする。

(市による要求施設の運営・維持管理業務体制の確認)

第40条 事業者は、前条に規定する教育訓練、研修等を完了し、かつ事業提案書における運営・維持管理業務に関する提案水準に従って本施設の運営・維持管理業務を実施することが可能となった段階で、市に対して通知を行うものとする。

- 2 市は、事業者から前項に規定する通知を受けた場合、本施設の運営開始に先立ち、本施設の運営及び維持管理の体制を確認するため、本施設内に立ち入り調査し、事業者に報告を求めることができる。なお、事業者は、市による調査に最大限協力しなければならない。
- 3 前項に規定する確認の結果、市は、本施設の運営又は維持管理の体制が、関係法令等、本契約、入札説明書等及び事業提案書に基づく条件を満たしていないと判断したときは、事業者に対して、相当な期間を定めてモニタリングによる改善措置を講ずることを、理由を付して求めることができる。この場合において、市は、事業者に対して確認のために必要な行為、作業等を求めることができるものとする。
- 4 前項に基づいて改善勧告を受けた場合は、事業者は、市と協議の上迅速に改善計画を策定し、これに沿って改善を行う。市は、改善の状況について確認を行い、改善が見込まれない場合については、再度改善勧告を行い、これによっても改善が見込まれない場合又は達成が不可能であると判断されたときには、事業者の帰責事由として事業契約を解除することができる。
- 5 事業者は、運営・維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を市に提出し、従事職員の異動があった場合、その都度報告しなければならない。

- 6 市は、運営・維持管理業務に従事するものがその業務を行うのに不相当と認められる時は、その事由を明記して、事業者に対しその交替を求めることができるものとする。

(運営開始準備)

第41条 事業者は、運営開始予定日までの少なくとも1か月間以上は、別紙14「運営開始準備行為」に定める、本施設の運営及び維持管理に必要な準備を行うものとする。

- 2 事業者は、市との協議により定めた日までに運営開始準備計画書を作成した上でこれを市に提出し、市の確認を受けなければならない。また、事業者は、運営開始準備行為を完了し、かつ、業務仕様書に従って要求施設の運営及び維持管理を行うことが可能となった場合、市に対してその旨を通知することとする。
- 3 事業者は、本施設の運営開始及びその準備に支障のないよう、必要に応じて本施設の維持及び管理に必要な業務を行うものとする。

(運営開始の遅延による費用等の負担)

第42条 本件工事の工事完工の遅延により第28条が適用される場合を除き、運営開始予定日に本施設の運営開始が遅延した場合、市及び事業者は、以下の各号に従い、当該運営開始の遅延により生ずる損害及び費用を負担する。

(1) (事業者帰責の場合)

事業者の責めに帰すべき事由による場合：事業者は、運営開始予定日から実際に本施設の運営が開始された運営開始日までの期間（両日を含む。）において、市が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額につき年3.4%（但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。）の割合で計算した遅延損害金を市に対して負担するものとする。また、市は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権と、事業者が市に対して有するサービス購入料サービス購入料A及びBの総額（但し、消費税及び地方消費税を含み、サービス購入料Bの割賦金利を除く金額とする。）の支払債権とを、対当額で相殺することにより決済することができる。

(2) (市帰責の場合)

市の責に帰すべき事由による場合：市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

(3) (法令等変更の場合)

当該遅延が法令等変更による場合：当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち、第98条及び別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」の定めるところの負担割合により算出される額は、市及び事業者がこれを負担するものとする。

(4) (不可抗力の場合)

当該遅延が不可抗力による場合：当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち、第102条の定めるところの負担割合により算出される額

は、市及び事業者がこれを負担するものとする。

- 2 本契約の定めるところに従って運営開始予定日が変更された場合には、本条に規定する「運営開始予定日」は、当該変更後の運営開始予定日を指すものとする。

第2節 運営及び維持管理

(指定管理者による管理)

第43条 市は、事業者に本施設の管理に際し、次に掲げる業務を行わせるものとし、業務の細目及び管理の基準は、要求水準書によるものとする。

- (1) 名古屋市体育館条例第1条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 本施設の使用の許可に関すること。
- (3) 本施設の使用料の徴収に関すること。
- (4) 本施設の維持管理及び修繕(大規模修繕を除く)に関すること。
- (5) その他入札説明書等に定める業務。
- (6) その他本施設を維持管理及び運営すること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第44条 事業者は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、期間を定めて、管理業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、停止を命じられた業務に対応する範囲に属する本契約の履行を行ってはならない。事業者は、業務を停止するにあたり、業務の引継ぎ等について市の指示に従うものとする。

- 2 前項により事業者が履行できない本契約上の事業者の業務については、停止を命じられている期間中、市が自ら又は第三者に委託して行うことができる。
- 3 事業者は、前項に従い市が自ら又は第三者に委託して本契約上の事業者の業務を実施した場合、市が当該業務の実施に要した費用を市に支払わなければならない。
- 4 第2項から前項までの規定は「モニタリング及び業務改善措置要領」の規定に基づきサービス購入料を減額し、又は市に前項の費用に相当する金額以上の損害が生じたときにこれを事業者に請求することを妨げない。
- 5 市は、本契約が第10章第2節の規定により解除されたときは、所定の手続きにより事業者の指定管理者の指定を取り消すものとする。

(本施設の運営・維持管理業務)

第45条 事業者は、本事業を滞りなく遂行できるように、法令等及び本関連書類に従って、運営・維持管理業務を実施するとともに、その機能を維持するために必要となる本施設の修繕、模様替え、改良等の適切な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、法令等、名古屋市体育館条例、本契約、入札説明書等、事業提案書等に従い、善良なる管理者の注意をもって、自らの責任と費用において、指定管理者としての義務を誠実かつ適正に執行しなければならない。
- 3 事業者は、運営期間中、要求施設の利用者が確認できる位置に、事業者が要求施設の指定管理者である旨を、掲示するものとする。
- 4 事業者は、第60条に規定するセルフモニタリング又は第61条に規定するモニタリング

の結果、合理的な理由がある場合、市と協議の上、要求水準書、事業提案書又は第38条第4項に規定される業務仕様書等に規定された運営及び維持管理の方法を変更することができる。この変更起因して事業者の費用の増減が生じたときは、市及び事業者が協議の上、負担割合について定めるものとする。

- 5 (1) 市は、第61条に規定するモニタリングの結果、事業者に対し、要求水準書、事業提案書又は第38条第4項に規定される業務仕様書等に規定された運営及び維持管理の方法の変更を求めることができる。変更を求める場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について事業者の合意を得るものとする。
 - (2) 前号の変更が市の責めに帰すべき事由による場合で、この変更起因して本施設の運営・維持管理業務に係る費用につき追加的な費用が発生したときには、市が当該追加費用を合理的な範囲で負担するものとする。
 - (3) 第1号の変更が市及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合で、この変更起因して事業者に追加的な費用が生じたときは、双方協議の上、負担割合につき定めるものとする。
- 6 第4項又は第5項に基づいて本施設の運営及び維持管理の方法が変更され、これにより運営・維持管理業務に係る費用が減少した場合、運営・維持管理業務に係る対価からかかる減少分相当額が減額されるものとする。

(要求施設の開館時間等)

第46条 要求施設の開館時間及び休館日は、市が名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年教育委員会規則第7号。その後の変更を含む。以下同じ。）に規定する。

- 2 事業者が名古屋市体育館条例に基づいて開館時間を延長し、休館日に開館することを希望する場合、事業者は、当該変更後の開館時間等を適用しようとする年度の前年度の9月末日までに市と協議を行わなければならない。
- 3 前項の協議により、開館時間又は休館日が変更された場合、事業者はすみやかに、当該変更について、本施設内、施設ホームページ及び事業用地等に掲示するなどして利用者への周知を図るものとする。
- 4 前二項に基づく開館時間又は休館日の変更により、市は事業者に対して経費を追加して支出しないものとする。

(市教室事業)

第47条 事業者は、要求施設において、市教室事業の企画及び運営を行うものとする。

- 2 事業者は、毎事業年度、市教室事業に係る年間の教室事業実施計画書を作成して、これを市に提出し、前年度の12月初旬までに市と市教室事業の内容、参加料、回数、区分等について、協議し承認を得なければならない。
- 3 市教室事業の開催日は、第52条に規定する要求施設の利用調整の終了後である前年度の12月中旬を目途に、市が決定し、事業者に通知する。
- 4 事業者は、市教室事業に要する費用を自ら負担するものとする。
- 5 事業者は、市教室事業の開催にあたり、その利用者から徴収した参加料を自らの収入として収受することができる。ただし、参加料は市教室事業の実施に要する費用相当額

に設定するものとし、営利を目的とした参加料の徴収は行うことはできない。

(要求施設の使用料金)

第48条 市は、要求施設の使用料その他本施設の運営に必要な事項について名古屋市体育館条例及び名古屋市体育館条例施行規則で規定する。

(要求施設の使用料徴収代行業務等)

第49条 市は、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。その後の変更を含む。以下同じ。）第158条第1項第1号に基づき、要求施設の使用料の徴収事務を事業者に委託する。
2 市は、地方自治法施行令第165条の3第1項に基づき、要求施設に係る使用料の還付金支出事務を事業者に委託する。

(他スポーツセンター等の使用受付補助業務等)

第50条 事業者は、他スポーツセンター等の使用受付補助業務（詳細は要求水準書に規定）を行う。
2 市は、地方自治法施行令第158条第1項第1号により、他スポーツセンター等の使用料の収納業務を事業者に委託する。
3 市は、他スポーツセンター等の指定管理者をして、要求施設に係る使用申込の受付補助業務を行わせるとともに、その使用料を徴収させ、市に納付させるものとし、事業者は必要な範囲でこれに協力するものとする。

(名古屋市総合体育館の競技場等の利用に係る使用受付補助業務等)

第51条 事業者は、市総合体育館の受付補助業務（詳細は要求水準書に規定）を行うとともに、市総合体育館の指定管理者と協議の上、市総合体育館の利用料金の集金を行い、これを市総合体育館の指定管理者に払い込むものとする。
2 市は、市総合体育館の指定管理者をして、要求施設に係る使用申込の受付補助業務を行わせるとともに、その使用料を徴収させ、市に納付させるものとし、事業者は必要な範囲でこれに協力するものとする。

(市が行う利用調整への協力)

第52条 事業者は、市がアマチュアスポーツの普及及び振興のために行う大会のための本施設の使用その他市による本施設の使用に係る本施設の利用の調整に協力するものとする。

(飲料等提供業務)

第53条 事業者は、飲料等提供業務として自動販売機を設置するものとする。このとき、事業者は、これに必要な範囲で市から要求施設の一部につき、別紙20の「本施設貸付契約」と実質的に同一の賃貸借契約を締結して、その貸付を受けるものとする。
2 事業者は、市に対し、名古屋市財産条例（平成15年条例第56号。その後の変更を含む。）その他これに基づく規定に定めるところにより、要求施設の貸付料を支払うもの

とする。

- 3 飲料等提供業務に要する費用は、光熱費、人件費等も含め、すべて事業者が負担する。

(本施設及び設備機器の修繕等)

第54条 事業者は、本契約、入札説明書等、事業提案書及び業務仕様書等に従い、本施設の修繕及び電気設備、空調換気設備、給排水衛生設備、その他の本施設に係る設備機器(以下、単に「設備機器」という。)の修繕等を、自らの責任と費用において実施するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により本施設及び設備機器の修繕等を行った場合、市は、これに要した一切の費用を負担するものとする。

- 2 事業者が本施設及び設備機器の修繕等を行った結果、完工時提出図書に変更を及ぼす場合については、改定した設計図、施工図等の書面を市に対して提出し、確認を受けるものとする。

(備品の調達・設置)

第55条 事業者は、法令等及び本関連書類に従い、運営・維持管理業務を行うために必要な備品を調達し、設置するものとする。

- 2 事業者は、前項で規定する備品の中で、要求施設と一体のものについては、市への本施設の引渡しと同時に引渡し、その所有権を市へ移転しなければならない。
- 3 事業者は、第1項で規定する備品のうち第2項で規定する以外の備品については、事業者の所有とする。ただし、事業者は、リース方式による調達が合理的であるとの事業者による提案に基づき市がこれを認めた備品については、リース方式により調達することができる。
- 4 事業者は、本施設の市への引渡しまでに、第1項で規定する備品の本施設の備品台帳を作成し市に報告するとともに、運営期間中において適切に管理するものとする。

(備品の更新・保守管理)

第56条 事業者は、前条の規定により調達もしくは設置した備品について、本施設の利用者が常に安全・衛生的に利用できる状態に維持するものとする。

- 2 事業者は、運営期間中において、必要となる備品を適宜整備し、管理を行うと共に、不具合が生じた備品については、随時更新を行うものとする。

(業務報告)

第57条 事業者は、モニタリング要領に基づき、運営・維持管理業務の履行結果を正確に記載した業務日誌、月間報告書、四半期報告書及び年間報告書その他の書類(以下これらを「報告書等」と総称する。)を作成する。報告書等の記載事項は、第38条第1項に規定する業務仕様書等をもとに、双方協議の上、定めるものとする。

- 2 事業者は、前項に基づき、各四半期の終了後すみやかに、四半期報告書を市に提出するものとする。なお、第1四半期は4月から6月、第2四半期は7月から9月、第3四半期は10月から12月、第4四半期は1月から3月とする。ただし、初回の四半期報告書は、運営・維持管理業務を開始した日から平成23年3月末日までの期間に係るものとする。

る。

- 3 事業者は、前項に基づき、当該事業年度終了後60日以内に、年間報告書を市に対して提出するものとする。ただし、初回の年間報告書は、運営・維持管理業務を開始した日から平成23年3月末日までの期間に係るものとする。
- 4 事業者は、要求施設の各諸室別及び駐車場の使用料収納実績について、毎日統計を作成し、毎月の利用者数及び収納金についてとりまとめ、翌月市に提出するものとする。
- 5 その他の報告書等については、事業者は、モニタリング要領及び市との合意に従って、作成及び市に提出するものとする。
- 6 事業者は、前各項の報告のほか、事業用地の中で発生した事故、第三者又は周辺住民からの切迫した苦情等及び当該苦情等への対応など、市への報告に緊急性を要する事項については、随時報告を行うものとする。

第3節 緊急時の対応等

(事故時等の措置)

- 第58条 事業者は、本施設に事故が発生した場合その他緊急の場合、直ちに市に通知し、市の確認を得た上で、第37条で規定されるマニュアルに従い、施設の臨時休館を含む被害を防止する措置を直ちに実施するとともに、的確な復旧措置を講じ、その経緯をすみやかに市に報告するものとする。
- 2 前項に規定する事態が発生した場合、事業者は、周辺環境への影響について調査しなければならない。その場合における費用負担については、市及び事業者で協議により帰責事由を明らかにした上、市及び事業者の協議の上定めるものとする。
 - 3 市は、本施設に関する重大な事故が発生したと判断した場合には、調査を遂行するために、市及び事業者以外の第三者（事業者の構成員及び協力会社を除く。）により構成される事故調査委員会を設置することができる。
 - 4 事業者は、名古屋市地震防災強化計画に従い、第37条に規定するマニュアルの一部として、緊急防災マニュアルを作成し提出するものとする。また、大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合、事業者は、かかる緊急防災マニュアルに従い、施設の臨時休館を実施するとともに、市と十分な連携を図るものとする。

(運営・維持管理業務において発生した損害)

- 第59条 事業者は、運営・維持管理業務において第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない、騒音、振動等を含む。）当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償するものとし、市は責任及び費用を一切負担しない。
- 2（市帰責の場合） 前項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき事由により、本施設の運営・維持管理業務等において第三者に損害を及ぼした場合、市は当該損害額を合理的な範囲で当該第三者に対して賠償するものとする。
 - 3（不可抗力の場合） 第1項の規定にかかわらず、当該損害が不可抗力によるときは、当該損害額のうち第102条（協議及び追加費用の負担）の規定するところの負担割合により算出される額を、市及び事業者が負担するものとする。
 - 4 前二項の損害額の支払い方法は、まず事業者が当該損害額を当該第三者に対して支払

うものとし、市は、事業者からの請求に基づき、前項により決定した負担割合相当額を事業者に対して支払うものとする。ただし、事業者の支払能力及び本事業の継続性に鑑みて、事業者がかかる支払方法をとることが合理的に困難と認められる場合は、市及び事業者は支払方法（資金調達に係る費用を含む。）について協議できるものとする。

- 5 第1項、その他本契約の他の条項に規定する場合を除き、事業者が運営・維持管理業務において法令等、名古屋市体育館条例、本契約、入札説明書等、事業提案書等に定められた水準に達せず又はこれらの定めを反し、これにより市に損害を及ぼした場合、市は事業者に対して当該損害を合理的な範囲で請求することができる。

第4節 モニタリング

（事業者によるセルフモニタリング）

第60条 事業者は、自らの費用負担において、業務水準を満たす運営・維持管理業務等の提供がなされていることを確認するために、事業提案書等による提案をもとに、本契約締結後、市と協議してセルフモニタリング計画を策定し、当該計画に則り、セルフモニタリングを行うものとする。

（市によるモニタリング）

第61条 市は、自らの費用負担において、事業者が行う運営・維持管理業務等が、要求水準を満たしていることを確認するために、事業提案書及び「モニタリング及び業務改善措置要領」に基づき、事業者の意見を踏まえて、モニタリング実施計画書を策定し、当該計画書に則り、自ら又は第三者をして、モニタリングをおこなうものとする。

- 2 事業者は、市が前項に基づくモニタリングを行う場合には、最大限協力しなければならない。なお、事業者が市によるモニタリングに協力するために必要となる費用は、事業者の負担とする。

（モニタリングによる改善措置）

第62条 市は、第61条に規定するモニタリングの結果、本契約で定める事業者の業務の状況が、要求水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、事業者に対して「モニタリング及び業務改善措置要領」の規定に従い、改善勧告を行うことができる。

- 2 市は、改善勧告にもかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、事業者の業務が要求水準を達成していないと判断した場合には、「モニタリング及び業務改善措置要領」の規定に従い、サービス購入料の減額、維持管理運営受託者の変更、株式の譲渡及び本契約の解除を行うことができる。

- 3 前項に基づき本契約が解除される場合は、その解除時期に応じて、第89条第2項若しくは第4項、第90条第2項若しくは第6項及び第10章第6節の規定を適用又は準用するものとする。

第6章 付加施設の整備及び運営・維持管理

(総則)

第63条 事業者は、付加施設の整備、維持管理及び運営を行わなければならない。

- 2 事業者は、付加施設を自らの提案により整備するものであるが、その運営内容は、本事業の事業目的と合致し、要求施設と競合しない施設とする。
- 3 事業者は、付加事業に係る事業内容を定め、事業年度毎に付加施設年間運営計画書を策定し、あらかじめこれを市に提出するものとする。
- 4 事業者は、自らの責任と費用において、付加施設の整備及び維持管理・運営の実施にあたり必要となる許認可等を取得する。
- 5 事業者は、付加事業にあたり関係法令を遵守する。
- 6 付加事業に関する営利目的での屋内・屋外の広告は、市と事業者との協議を行い、市が認めた場合に限り設置することができる。

(行政財産の貸付)

第64条 市は、付加事業の実施に必要な範囲で、別紙18の内容の貸付契約と実質的に同一の賃貸借契約を締結して、事業者に対して行政財産である本施設の一部を貸し付けるものとする。

- 2 事業者は、名古屋市財産条例に定めるところにより、貸付料を市に支払うものとする。

(自己責任)

第65条 事業者は、付加事業に関する一切の責任を負うものとする。また、事業者は、付加事業を行う過程で第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の一切を賠償しなければならず、上記損害賠償に関して、市に対して、補償その他名目の如何を問わずいかなる金銭支払い請求権も有しないものとする。

- 2 不可抗力により付加事業に関連した事項について事故・トラブル等が発生した場合、事業者が原則として当該事故・トラブルにより発生した損害・費用等を負担する。

(費用負担等)

第66条 付加事業に要する費用は、光熱費、人件費等も含め、すべて事業者が負担する。

- 2 付加施設の整備に要する費用の内、本施設の設計及び建設に要する費用に含まれる部分は市が負担するものとするが、付加事業に必要な内装等の仕上げ並びに設備・備品等の設置に要する費用は、事業者が負担する。また、当該事業の実施により得られる収入については全て事業者に帰属するものとする。

(市への報告義務)

第67条 事業者は、要求施設の維持管理及び運営に係る業務報告書とは別に、各事業年度の以下の事項について、付加施設運営報告書を作成し、これを当該事業年度終了後90日以内に市に対して提出する。

- (1) 付加事業に関する運営・維持管理状況に関する事項
- (2) 付加事業に関する利用状況に関する事項

(3) 付加事業に関する収支状況に関する事項

(付加事業の期間)

第68条 付加事業の期間は、運営開始日から運営期間終了日までとする。

- 2 事業者は、付加事業を継続することが要求施設の維持管理及び運営業務の遂行に重大な支障を及ぼすと市が認める場合、その他付加事業を継続することが困難と市が認める場合を除き、付加施設の廃止又は付加事業を中止することはできないものとする。
- 3 付加事業の開始後、付加施設の内容を変更し、又は追加することにより利用者サービスの向上等が見込まれると合理的に判断される場合、事業者は、市との協議により、付加施設の内容を変更し、又は追加することができるものとする。

(付加施設の営業日及び営業時間)

第69条 事業者は、自らの提案により付加施設の営業日及び営業時間を定めることができる。このとき、市は当該営業日及び営業時間について、必要に応じて事業者に指導し調整を行うことができる。

- 2 事業者は、要求施設の開館時間外において付加施設の運営業務を行う場合は、要求施設の維持管理及び運営業務に支障がないように留意するものとする。

(付加施設の料金)

第70条 事業者は、付加施設の運営業務で料金設定が必要となる場合、その料金は自らが設定する。この場合、事業者は、当該事業が公共施設の敷地内で運営する事業であることに配慮するとともに、要求施設の利用者その他の地域住民が積極的に活用でき、かつ、要求施設の維持管理及び運営業務に影響を及ぼさない料金を設定するものとする。

- 2 前項の場合、市は、事業者が設定する料金について、適宜事業者から報告を求め、必要に応じて当該料金設定に関し、事業者に指導し、調整を行うことがある。

第7章 付帯事業

第1節 特定民間事業 [事業者から提案があった場合]

(総則)

第71条 事業者は、自らの提案により、事業場所内において、特定民間事業を実施することができる。

- 2 民間設置施設は、事業場所のうち、要求施設の整備及び維持管理・運営に支障がない区画において設置するものとする。
- 3 事業者は、自ら特定民間事業に係る事業内容を定め、事業年度毎に特定民間事業年間計画書を策定し、あらかじめこれを市に提出するものとする。
- 4 事業者が特定民間事業の実施のために第三者と契約を締結した場合（第三者の変更又は追加を行った場合を含む。）事業者は、市に対してその旨を記載した書面を提出するものとする。

- 5 特定民間事業に係る第三者の業務の履行は、すべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 6 事業者は、自らの責任と費用において、民間設置施設の設置及び、特定民間事業の実施にあたり必要となる許認可等を取得するものとする。
- 7 特定民間事業として飲食物を提供する事業を実施する場合、事業者は、特定民間事業として提供した飲食物により利用者に食中毒その他の健康被害が生じないよう衛生管理を徹底する。
- 8 特定民間事業に関する営利目的での屋内・屋外の広告は、市と事業者との協議を行い、市が認めた場合に限り設置することができる。

(行政財産の貸付)

- 第72条 市は、事業者に対し、民間施設用地を提供する。このとき、事業者は、別紙19の内容の貸付契約と実質的に同一の賃貸借契約を締結して、市から行政財産である事業場所の一部の貸付を受けるものとする。
- 2 事業者は、名古屋市財産条例その他これに基づく規程に定めるところにより、貸付料を市に支払うものとする。

(自己責任)

- 第73条 事業者は、本契約において特定民間事業の実施に関する一切の責任を負うものとする。また、事業者は、特定民間事業を実施する過程で第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の一切を賠償しなければならず、上記損害賠償に関して、市に対して、補償その他名目の如何を問わずいかなる金銭支払い請求権も有しないものとする。
- 2 不可抗力により特定民間事業に関連した事項について事故・トラブル等が発生した場合、事業者が原則として当該事故・トラブルにより発生した損害・費用等を負担する。

(費用負担等)

- 第74条 事業者は、特定民間事業の実施に要する一切の費用を負担するものとする。また、当該事業の実施により得られる収入については全て事業者に帰属するものとする。

(市への報告義務)

- 第75条 事業者は、第78条に規定する民間教室事業に係る報告とあわせ、特定民間事業に関する報告として以下の事項について、毎事業年度終了後90日以内に市に報告するものとする。この場合、事業者は、要求施設の維持管理及び運営に係る業務報告書及び付加施設に係る業務報告書と分けて、別途付帯事業報告書を作成し、これを市に対して提出する。
- (1) 特定民間事業に関する運営・維持管理状況に関する事項
 - (2) 特定民間事業に関する利用状況に関する事項
 - (3) 特定民間事業に関する収支状況に関する事項

(民間事業運営期間)

第76条 特定民間事業の期間は、運営開始日から運営期間終了日までとする(以下「民間事業運営期間」という。)

- 2 事業者は、特定民間事業を継続することが要求施設の維持管理及び運営業務の遂行に重大な支障を及ぼすと市が認める場合、その他特定民間事業を継続することが困難と市が認める場合を除き、民間設置施設の廃止又は特定民間事業を中止することはできないものとする。
- 3 事業者は、特定民間事業の運営開始後、利用者サービスの向上等が見込まれる場合にあっては、市との協議により、特定民間事業の内容を変更又は追加することができるものとする。

(特定民間事業の料金)

第77条 特定民間事業の実施にあたりその利用者から料金を徴収する必要がある場合、事業者は、当該料金(以下「特定民間事業料金」という。)を設定するものとする。この場合、事業者は、特定民間事業が事業用地に隣接する土地内で運営される事業であることに配慮し、要求施設の運営・維持管理業務に影響を及ぼさないように特定民間事業料金の設定を行うものとするとともに、地域住民等が積極的に利活用でき、かつ特定民間事業が単独の事業として独立して採算を取ることのできる料金を設定するものとする。

- 2 料金は、必要に応じて、回数券、月間又は年間利用料等の設定ができるものとする。
- 3 前二項の場合において、市は、事業者が設定する料金について、適宜事業者から報告を求め、必要に応じて当該料金設定に関し、事業者に指導し、調整を行うことがある。

第2節 民間教室事業 [事業者から提案があった場合]

(総則)

第78条 事業者は、付加施設又は民間設置施設において、付帯事業として民間教室事業を実施することができるものとする。この場合、事業者は、民間教室事業を開催することができる日及び時間を任意に定めることができるものとする。

- 2 前項の他にスポーツ教室等は、要求施設(ただし、トレーニング室を除く)においても、市との協議により、開館時間を延長し、又は休館日において開館した一定の時間内において、付帯事業として実施することができるものとする。
- 3 事業者は、自ら事業内容を定め、事業年度毎に民間教室事業年間計画書を策定し、あらかじめ市に提出するものとする。
- 4 民間教室事業に係る報告については、第75条を準用し、民間教室事業に係る報告とあわせて行うものとする。

(費用負担)

第79条 民間教室事業の実施に要する一切の経費は、事業者が負担するものとする。また、収入については、全て事業者に帰属するものとする。

(民間教室事業の受講料)

第80条 事業者は、民間教室事業の実施にあたり設定する受講料(以下、単に「受講料」という。)について、当該事業が公共施設の敷地内で運営する事業であることに配慮し、要求施設の運営・維持管理業務に影響を及ぼさないように受講料の設定を行うものとするとともに、幅広い地域住民等が積極的に利活用でき、かつ民間教室事業が単独事業として独立して採算を取ることのできる受講料を設定するものとする

(専用使用の手続)

第81条 事業者は、民間教室事業を実施するために、要求施設を使用(市との協議により開館時間を延長した使用区分(休館日を閉館した場合にあっては開館に係るすべての区分。以下「延長区分」という。)に限る。)する場合は、当該延長区分の使用の申込の手続を行い、指定管理者の立場として、自らが当該自己の使用申込について、使用許可を行うものとする。

2 事業者は、前項により延長区分の使用許可を受けた場合、許可と同時に当該使用に係る料金を市に納付するものとする。

第8章 サービス購入料の支払い

(サービス購入料の支払い)

第82条 市は、事業期間において、事業者に対し別紙3「サービス購入料の支払方法」の規定に従い、サービス購入料を支払うものとする。

2 サービス購入料の計算は、サービス購入料A、B、C及びDに分割して計算するものとする。

3 市は、事業者に対して、別紙3の規定に従い、事業者の業務遂行の対価として、第85条第2項に規定する請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内(以下「支払期限日」という。)に、サービス購入料を支払わなければならない。

4 事業者は、前項の規定によるサービス購入料の支払いが遅れた場合においては、支払期限日の翌日(同日を含む。)から当該支払の完了した日(同日を含む。)までの期間の遅延日数に応じ、年3.4%(但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。)の割合で計算した遅延損害金の支払いを市に請求することができるものとする。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

5 本契約が第88条に定める契約期間前に終了した場合は、当該四半期のサービス購入料C及びサービス購入料Dは日割りで計算して支払うものとする。

(サービス購入料の改定)

第83条 前条第1項にかかわらず、業務に対するサービス購入料の支払額は、別紙3「サービス購入料の支払方法」の規定に従って改定される。

2 市及び事業者は、別紙3に定めるサービス購入料の算出方法で予定されていない変動

要素が生じた場合、又は別紙3における算出方法の前提条件とは大幅に異なる事態が生じた場合には、協議を行い、算出方法の見直しを検討するものとする。

- 3 前項の協議は、市又は事業者からの申入れにより実施するものとし、双方誠意をもって協議を行うものとする。

(サービス購入料の返還)

第84条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、「モニタリング及び業務改善措置要領」に基づく減額ポイントを付与されるほか、受領したサービス購入料のうち当該虚偽記載により不当に得た利得(当該虚偽記載がなければ市が減額し得た金額相当額をいう。)を、直ちに市に返還しなければならない。なお、市は事業者からの返還に代えて、未払いのサービス購入料からかかる返還額に相当する額を減額して支払うことができるものとする。

(サービス購入料の請求の手続)

第85条 (サービス購入料A) (1)事業者は、建設期間中の各年度につき、出来高部分につき中間確認を終了した後、当該年度中の出来高に相応するサービス購入料Aの請求書を作成し、市に請求するものとする。

(2)事業者は、市に対し、完成検査等を終了した後、第31条に従い建設業務完了報告書を提出し、モニタリングとして市の確認を受けるものとする。事業者は、完工確認書受領後、最終の中間確認後の出来高に相応するサービス購入料Aの請求書を作成し、市に請求するものとする。

- 2 (サービス購入料B、サービス購入料C及びサービス購入料D)事業者は、各事業年度の四半期毎に、当該四半期の終了後すみやかに第57条に規定する四半期報告書を作成し、モニタリングとして市の確認を受けるものとする。事業者は、四半期報告書について市の確認を得た後、これに基づいたサービス購入料B、サービス購入料C及びサービス購入料Dの請求書を作成し、市に請求するものとする。

(サービス購入料の減額)

第86条 事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を満たさないときは、モニタリング及び業務改善措置要領に基づきサービス購入料を減額する。なお、当該サービス購入料の減額は、第59条第5項に規定される事業者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、損害賠償の控除と解してはならない。

- 2 要求施設の修繕(事業者の責めに帰さないものに限る)のために、要求施設の全部又は一部を休館したときのサービス購入料Cの減額については、当該休館の日数に応じて市と事業者が協議の上、決定する。

第9章 契約保証

(契約保証)

第87条 事業者は、本施設の設計・建設工事において、かかる施設整備に係る全ての費用及び当該額に係る消費税（消費税法に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法に定める税をいう。）の合計額の100分の10以上に相当する契約保証金を、工事開始予定日前までに市に納付するものとする。

- 2 事業者が名古屋市契約規則第31条の要件を満たす担保を提供した場合、事業者は、契約保証金の納付を免除されるものとする。
- 3 第1項に定める契約保証金（又はこれに代えて提供された担保も含む）が納付された場合、第35条の規定により本施設が引き渡された後、市は事業者に対して契約保証金を還付する。
- 4 事業者は、運営期間中においては、契約保証の必要はないものとする。

第10章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第88条 本契約の契約期間は、本事業契約締結の日から平成43年3月末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第108条、第111条、第112条、第113条及び第116条の規定、その他その性質上存続すべき規定の効力は、本契約の終了後においても存続する。

第2節 事業者の債務不履行による契約の解除

(工事完工日前の契約の解除)

第89条（解除事由） 本件工事の完工日より前において、次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 工事開始予定日を過ぎても事業者が本件工事に着手せず、市が相当の期間を定めて催告しても事業者から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により工事完工予定日（本契約に基づいて工事完工日に変更された場合は、変更後のもの。）までに本施設が完工しなかったとき、又は市が、事由の如何を問わず工事完工予定日経過後30日以内に本施設が完工する見込みがないと合理的に判断したとき。
- (3) 事業者が本事業の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (5) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (6) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき（但し、次号に該当する場合を除く）。
- (7) 別紙21「談合その他の不正行為に係る特約条項」第1条第1項に記載される事項のいずれかに該当するとき。

- (8) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができずと市が合理的に判断したとき。
- 2 (違約金) 前項により本契約を解除した場合(ただし、前項(7)により本契約を解除した場合を除く。)、事業者は、市との合意がない限り、市に対して、設計・建設業務に係る対価の10分の1に相当する違約金を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項(7)により本契約を解除した場合は、別紙21第2条を適用するものとする。
- 3 (着工前の解除の場合) 第1項の規定に基づき、本件工事着手前に、市が本契約を解除したときには、市は、相当な対価を支払った上で、設計図書等その他の成果物の引渡しを受けるものとする。
- 4 (着工後完工前の解除の場合)
- (1) (出来高部分の買取) 第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、解除時において、工事対象施設の出来高部分が存在する場合、市は、自己の責任及び費用において、当該出来高部分を検査し、当該検査に合格した部分(以下、本条において「合格部分」という。)に相応する代金を事業者に支払った上で、当該合格部分の所有権を全て取得するとともに、設計図書等及び不合格部分を無償で譲り受けるものとする。この場合、市が必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を事業者に対して事前に通知するものとする。当該取得代金の支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 第1号の規定にかかわらず、工事対象施設の出来高部分で、市の検査による不合格部分のうち、市がその合理的な判断により、追加工事・修繕等の一定の作業をすることにより利用可能な部分があると判断した場合には、市は相当な対価をもって当該部分を買取るものとする。
- (3) (相殺等) 市は、第1号に基づき合格部分を取得する場合、事業者の市に対する当該取得代金債権と第2項に基づく市の事業者に対する違約金債権とを対当額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者を支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。
- (4) (原状回復等) 第1号の規定にかかわらず、市は、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、事業者に対し、事業者の責任と費用で工事対象施設(出来高部分を含む。)の取壊し及び事業用地の原状回復を請求することができる。事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、市は事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。

(工事完工日後の契約の解除)

第90条(解除事由) 本件工事の工事完工日以降において次の各号の一に該当する場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、市の通告にもかかわらず、事業者が本施設について、法令等及び本関連書類に従った運営・維持管理業務を行わないとき。
- (2) 事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (4) 事業者が自らの破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (5) 事業者につき破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (6) 事業者が重大な法令等の違反をしたとき(但し、(7)に該当する場合を除く)。
- (7) 別紙21「談合その他の不正行為に係る特約条項」第1条第1項に記載される事項のいずれかに該当するとき。
- (8) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約の重大な条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと市が合理的に判断したとき。

2(違約金) 前項により本契約を解除した場合(ただし、前項第7号により本契約を解除した場合を除く。)、事業者は、別紙11「サービス購入料Bの償還表」に定めるサービス購入料Bの償還表の残存価格の10分の1に相当する違約金を、市に対して支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、市が被った損害の額がかかる違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができる。前項第7号により本契約を解除した場合は、別紙21第2条を適用するものとする。

3(未払い対価の支払) 第1項により本契約を解除した場合、市は、事業者に対し、未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を支払う。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して払う場合は、別紙11「サービス購入料Bの償還表」に定めるサービス購入料Bの償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。

4(相殺等) 市は、事業者の市に対する第3項に基づく設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価にかかる債権と、市の事業者に対する第2項に基づく違約金支払債務とを対当額で相殺することにより、決済することができる。当該相殺後に、市が残額を事業者を支払う義務を負う場合、その支払については、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙11「サービス購入料Bの償還表」に定めるサービス購入料Bの償還表の当該支払日以降の利息を控除するものとする。

5(原状回復等) 運営・維持管理業務の開始後に事業者の責めに帰すべき事由により本契約が解除され、かつ、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷している場合、

事業者は市に対して必要な修繕費を支払うものとする。ただし、全壊、若しくは損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が第3項に規定される未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を上回る場合には、市は、事業者に対して、事業者の責任と費用で本施設の取壊し及び事業用地の原状回復を求めることができる。事業者が正当な理由なく相当な期間内に原状回復を完了しない場合は、市が代わって原状回復し、これに要した費用を事業者に対して請求することができる。また、市は事業者のかかる原状回復費用支払債権と、第3項に基づく市の設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価支払債務とを対当額で相殺することにより、決済することができる。

6（運営・維持管理業務の終了） 運営・維持管理業務の終了に際しての措置については、本章第6節の規定を準用する。

第3節 市の債務不履行による契約の解除

（市の債務不履行等による契約の解除）

第91条 事業者は、市が本契約に基づいて履行すべき支払を遅延した場合で、市が事業者から請求書を受領した日から30日を経過しても正当な理由なく支払いを行わないときには、市に書面で通知し本契約を解除することができる。

2（着工前の解除の場合） 前項の規定に基づき、本件工事着手前に、事業者が本契約を解除したときには、第89条第3項を準用する。

3（着工後完工前の解除の場合） 第1項の規定に基づき、本件工事着手後で工事完工日前に、事業者が本契約を終了させたときには、第89条第4項第1号1及び第2号を準用する。但し、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、市は、事業者に対し、事業用地を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、市は、事業者に対して、当該原状回復の費用を支払うものとする。

4（完工後の解除の場合） 第1項の規定に基づき、工事完工日以降に、事業者が本契約を終了させたときには、第90条第3項及び第6項を準用する。なお、一括して支払わないときは、事業者の会社維持に要する費用を併せて負担するものとする。

5 本条の規定は、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第4節 市による任意解除

（市による任意解除）

第92条 市は、本事業の実施の必要がなくなった場合又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、事業者に対して180日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。この場合、前条第2項ないし第5項の規定を準用するものとする。

第5節 付加施設及び民間設置施設についての措置

（付加施設及び民間設置施設についての措置）

第93条 事由の如何を問わず本契約が解除された場合、事業者は、自らの責任と費用において、すみやかに、事業者が設置した設備・備品等を撤去して付加施設を原状回復し、

かつ民間設置施設を撤去して民間施設用地を原状回復するものとする。但し、本契約の解除が市の債務不履行に基づく場合、又は市による任意解除の場合には、事業者の市に対する損害賠償請求を妨げないものとする。また、維持管理・運営業務の終了に際しての措置については、本章第6節の規定を準用する。

第6節 運営業務の終了に際しての措置

(要求施設の運営業務終了に際しての措置)

第94条 市は、運営期間の終了日の12か月前までに、事業者へ通知を行った上、要求水準書に記載された全ての事項がその要求水準（経年的な劣化による生ずるものは除く。）を達成し、市が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務を現実に実施しうる状態にあるかの確認を行う。かかる確認の過程で、運営業務終了までに行うべき運営業務として必要な措置が判明した場合、市は事業者に対してこれを通知し、事業者はすみやかにこれに従って措置を行う。ただし、市が措置を要するとした箇所について、不可抗力が原因とされることを事業者が明らかにした場合はこの限りではない。また、事業者は、事業期間終了後の改修又は更新の必要性等について調査し、事業期間終了の6か月前までに別に市と事業者が協議の上定める書類を市に提出する。

- 2 事業者は、運営期間の終了により要求施設の運営業務が終了した場合において、自らの費用負担により直ちに、事業用地又は要求施設内に事業者が所有又は管理する器具、備品その他の物（以下「当該器材等」という。）を原則撤去した上で、明け渡すものとする。明渡時において、要求施設は、要求水準書等記載の業務その他それに付随する業務のために市が継続使用するに支障のない状態であることを要するものとする。
- 3 市及び事業者は、第1項に基づく当該器材等の処置内容について協議するものとし、この場合、事業者は、必要な費用を負担するものとする。ただし、市の責めに帰すべき本契約の終了の場合には、撤去費用について事業者の市に対する損害賠償請求することを妨げない。
- 4 市は、第1項に規定する場合、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該器材等の撤去処置を実施しないとき又は、事業用地から退去しない場合、事業者に代わって当該器材等を処分し、事業用地又は本施設の修復、片付け、事業用地から退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。
- 5 第2項にかかわらず、事業者は、当該器材等に属する自らの所有する備品等のうち、要求施設の運営に係るものについては、事業期間の終了時において、市又は又は市が選定した新たな指定管理者に無償で譲渡するものとする。ただし、市において市又は市が選定した新たな指定管理者が譲渡を受けることが適当でないと認める備品については、事業者の負担において撤去するものとする。
- 6 第2項にかかわらず、事業者は、当該器材等に属するリース方式により調達した備品等のうち、要求施設の運営に係るものについては、事業期間の終了時において、当該備品等の利用に係る権利を市又は市が選定した新たな指定管理者に移転し、必要な措置を講じなければならない。ただし、市において市又は市が選定した新たな指定管理者が当該備品等の利用に係る権利を譲り受けることが適当でないと認める備品については、事

業者の負担においてリースに係る契約の解除その他の適切な方法により当該備品の利用関係を解消するものとする。

- 7 事業者は、市又は市が選定した新たな指定管理者に対し、要求施設での業務を継続できるように、維持管理及び運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他資料を提供する他、業務の引き継ぎに必要な協力を行うものとする。

(付加施設の原状回復等)

第95条 事業者は、自らの責任と費用において、事業期間の終了後、すみやかに、事業者が設置した設備・備品等を撤去し、付加施設を原状回復するものとする。

- 2 事業期間の終了後、事業者が、正当な理由なく、相当の期間内に当該設備・備品等を撤去せず付加施設を原状回復しない場合又は付加施設から退去しない場合、市は、事業者に代わって当該当該設備・備品等を処分し、付加施設の修復、片付け、付加施設からの退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。
- 3 第1項の場合にかかわらず、市が付加施設の運営を継続することが適当と認める場合において、市は、事業者との協議により、事業者から付加施設の設備・備品を無償で譲り受けすることができるものとする。

(民間施設用地の原状回復等)

第96条 事業者は、自らの責任と費用において、民間事業運営期間終了後、すみやかに民間設置施設を撤去し、民間施設用地を原状回復するものとする。

- 2 民間事業運営期間終了後、事業者が、正当な理由なく、相当の期間内に民間設置施設を撤去せず民間施設用地を原状回復しない場合又は民間施設用地から退去しない場合、市は、事業者に代わって民間設置施設を処分し、民間施設用地の修復、片付け、民間施設用地からの退去請求その他適当な処置を行うことができるものとする。この場合、事業者は、これらの措置に必要な費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市が特定民間事業を継続することが適当と認める場合において、事業者から民間設置施設を譲り受けようとする第三者がある場合、市は、当該第三者(ただし、要求施設の管理運営を行う者として市が適当と認める者に限る。)との協議に基づき、当該第三者が当該特定民間事業を継続することを認めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市が特定民間事業を継続することが適当と認める場合において、民間事業運営期間終了までに事業者から民間設置施設を譲り受けようとする第三者で市が適切と認める者がいないとき、市は、事業者との協議により、事業者から民間設置施設を譲り受けすることができる。

(通知の付与)

第97条 本契約締結の後に法令等が変更されたことにより、本事業が法令等及び本関連書類に従い遂行できなくなった場合又は本事業の遂行のための費用が著しく増加すると判断した場合、事業者はその内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを市に対して通知するものとする。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が当該変更後の法令等に違反することとなった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、当該市又は事業者は法令等変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第98条 市が事業者から前条第1項の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、当該法令等変更に対応するために、すみやかに本事業における設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令等変更の施行日までに本事業における設計変更又は維持管理・運営方法の変更、及び追加費用の負担について合意が成立しない場合、市が法令等変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙12「法令等変更の場合の費用分担規定」に記載する負担割合によるものとする。

(法令等変更による契約の終了)

第99条 本契約の締結後における法令等変更により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合など、市が本事業の継続が困難と判断した場合、市は、事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。

- 2 (工事完工日前の解除の場合) 本件工事の工事完工日前に第1項に基づき本契約が解除された場合においては、市は事業者が設計・建設業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。また、本件工事着工前については第91条第2項の規定を、本件工事着工後については第91条第3項(市の債務不履行の場合)の規定をそれぞれ準用する。
- 3 (工事完工日後の解除の場合) 本件工事の工事完工日以後において第1項に基づき本契約が解除された場合において、市は未払いの設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を事業者を支払うものとする。当該支払いについては、一括して支払うことを原則とし、支払の時期及び方法については、双方協議の上、決定するものとする。ただし、一括して支払う場合は、別紙11「サービス購入料Bの償還表」に定められたサービス購入料Bの償還表の当該支払日以降に発生する利息を控除するものとする。また、市は事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する合理的な費用を事業者に対して支払うものとし、その支払い方法は市と事業者が協議の上決定するものとする。

第12章 不可抗力

(通知の付与)

第100条 本契約締結後の不可抗力により、本事業が法令等及び本関連書類に従い遂行ができなくなった場合、本事業の遂行のための費用が著しく増加すると判断した場合、又は不可抗力により本件工事の施工若しくは運営・維持管理業務において第三者に損害が発生した場合、事業者は直ちにこれを市に対して書面又は口頭により通知し、その後すみやかにその内容の詳細を記載した書面を市に対して提出しなければならない。

- 2 市及び事業者は、前項の通知がなされた時点以降において、本契約に基づく自己の義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、その履行義務を免れるものとする。ただし、市又は事業者は不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第101条 不可抗力により本契約の全部若しくは一部が履行不能となった場合、不可抗力により本施設への重大な損害が発生した場合、又は不可抗力により本件工事の施工若しくは運営・維持管理業務において第三者に損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、マニュアルに従った対応を行うものとする。

- 2 市は前条第1項に規定する通知を受けた場合、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第102条 市が事業者から第100条第1項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するためにすみやかに協議しなければならない。

- 2 前項の協議の結果、市が、本施設の全部又は一部の稼働を継続可能と判断した場合には、市及び事業者は本施設の補修工事等の要否その他の対応方法につき協議する。ただし、不可抗力が生じた日から14日以内に対応方法についての合意が成立しない場合は、市が対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する義務を負うものとする。
- 3 前項で本施設の追加工事等の措置が必要になった場合、又はその他の損害が事業者に生じた場合、市はかかる措置の費用及び損害(ただし、第105条の規定により付保された保険等によりてん補された部分を除いたものとする。)を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠り、これにより対応措置に要する費用が増大し又は損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを負担するものとする。
- 4 第2項の場合、不可抗力の発生後、本施設の全部が稼働するようになるまでの間、市は事業者との協議により運営及び維持管理業務に係る対価を見直し、合理的な必要金額を事業者に支払うものとする。

5 前三項の規定にかかわらず、不可抗力により本件工事の施工若しくは運営・維持管理業務において第三者に損害が発生した場合には、市はかかる損害（ただし、第105条の規定により付保された保険等によりてん補された部分を除いたものとする。）を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠り、これにより当該第三者の損害が拡大した場合には、かかる増加分は事業者がこれを負担するものとする。

（不可抗力による契約の終了）

第103条 前条第1項の協議により、事業者の履行不能の状態が永続的と判断される場合、本事業の継続に過大な費用を要する場合など、市が、本事業の継続が困難と判断した場合には、市は事業者に対して通知した上で、本契約を解除することができる。その場合、第99条第2項及び第3項（法令等変更の規定）を準用する。

第13章 その他

（関係者協議会）

第104条 市及び事業者は、本事業に関する事項（本関連契約に規定する事項を含むが、これに限られない。）につき協議を行うことを目的とした、市及び事業者により構成する関係者協議会を設置するものとする。関係者協議会の組織、構成メンバー、権限、運営方法等については、別途市及び事業者が協議の上定めるものとする。

（保険）

第105条 事業者は、本件工事にかかる損失や損害に備え、建設期間中、別紙13「事業者が付保する保険」に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない。

2 事業者は、運営・維持管理業務にかかる損失や損害に備え、かつ第59条に規定する損害賠償に係る債務を担保するために、運営期間中、別紙13に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任と費用において付保するものとし、保険契約締結後又は更新後すみやかに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない。

3 事業者は、別紙13に規定する内容の全部又は一部を変更する場合、事前にその内容を市に通知し、その確認を得なければならない。

（公租公課の負担）

第106条 事業者は、本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税を負担するものとする。市は、事業者に対してサービス購入料に対する消費税（消費税法（昭和63年法律第108号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める税をいう。）を支払う（第98条に基づき消費税率及び地方消費税率に係る法令等変更にともなう増税分を市が負担する場合これを含む。）以外

は、公租公課は負担しないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第107条 市及び事業者は、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ又は担保の目的に供することができない。

(秘密保持・個人情報保護等)

第108条 市及び事業者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の業務上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また以下の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 本事業に関して、事業者の株主及び融資機関に対し開示する場合。
 - (2) 前号のこれらの者に、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (3) 本事業に関して市に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (4) 市が定める情報公開条例その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。
- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
 - (2) 第三者から正当に入手した情報
 - (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
 - (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報
- 3 事業者は、第37条第1項に定めるところにより、情報の保護及び個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

(融資機関との協議)

第109条 市は、融資機関との間で、融資にかかる担保権の設定ないし実行手続、当該融資機関によるモニタリング、本事業の実施に支障をきたした場合の介入手続等を規定するために、直接協定を締結し、以後必要に応じて協議するものとする。

(株主構成の変更等)

第110条 事業者の株式又は持分は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り、これを譲渡、担保設定その他処分することができるものとする。

- 2 事業者は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り、事業者の構成員又は協力会社の変更、事業者による新株等の発行、及び事業者による資本減少を行うことができるものとする。

(特許権等の使用)

第111条 事業者は、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負わなければならない。ただし、市が工事材料、施工方法、運営・維持管理方法で指定した場合は、入札説明書等に第三者の特許権等の対象である旨が明記されておらず、事業者が第三者の特許権等の対象であることを知っていた、又は知り得べき場合を除き、市が責任を負う。

(著作権)

第112条 事業者から提出される事業提案書について、その著作権は事業者に所属するものとするが、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、事業者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を、無償で利用することができるものとする。また、事業者から提出される事業提案書その他の書類は名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65条)に基づく情報公開請求の対象となり、公開又は非公開の決定にあたっては、市は、事業者の意見を聴いた上で、決定するものとする。

第14章 雑則

(準拠法)

第113条 本契約は、日本国の法令等に準拠するものとし、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第114条 本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(雑則)

第115条 本契約並びにこれに基づき締結される全ての契約又は合意に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び契約終了告知・解約等は、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して市及び事業者の間で用いる計量単位は、本関連書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

3 契約期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)、商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

4 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。

5 本契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。

6 本契約の履行に関して用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約において「市及び事業者で協議」とは、必要に応じて市と事業者が関係者協議会において協議することを含むものとする。

(解釈)

第116条 本契約に定めのない事項又は本契約の規定にかかる疑義が生じた場合、必要の都度、市及び事業者は誠実に協議して定める。ただし、本条第2項乃至第4項の定めに従うものとする。

- 2 本契約に定めがない場合、事業提案書及び入札説明書等に基づき解釈する。
- 3 本契約、入札説明書等、及び事業提案書のいずれかの間に相違がある場合、本契約、入札説明書等、事業提案書の順に規定が優先するものとする。ただし、事業提案書において提案された業務の水準が入札説明書等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、事業提案書が入札説明書等の規定に優先する。
- 4 入札説明書等を構成する各書類の間、又は事業提案書を構成する各書類の間に記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市及び事業者は、協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

別紙 1 事業場所



別紙 2 業務概要書（第 5 条関係）

本事業は、以下の業務により構成される。

1 . 本施設の設計及び建設に関する業務

- ・ 本施設整備に係る事前調査及びその他関連業務
- ・ 本施設に係る設計及びその関連業務
- ・ 本施設に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 既存駐輪場の移設・撤去業務
- ・ 備品（体育器具類を含む）等の調達及び設置業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 市が行う交付金申請の協力業務
- ・ 本施設の引き渡し
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・ その他本事業を実施する上で必要な業務

2 . 要求施設の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 外構施設保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽等の維持管理業務
- ・ 衛生管理及び測定業務
- ・ 駐車場管理業務
- ・ 駐輪場管理業務（移設後のガイドウェイバス利用者駐輪場の管理を除く）
- ・ その他本事業を実施する上で必要な業務

3 . 要求施設の運營業務

- ・ 施設の供用に関する業務（大会等の円滑な実施のための関係団体との事前調整等を含む。）
- ・ スポーツ及びレクリエーション活動に対する助言及び指導業務
- ・ スポーツ及びレクリエーションに関する講座、教室等の開催・運營業務
- ・ スポーツ及びレクリエーションに関する相談業務
- ・ スポーツ及びレクリエーションに関する情報の提供業務
- ・ 要求施設の使用料徴収代行業務及びこれに付随する業務
- ・ 要求施設の使用の許可業務（情報システムによる場合を含む）
- ・ 市が行う利用調整への協力業務
- ・ 他スポーツセンターの競技場等専用利用に係る使用受付補助業務の使用料徴収代行業務
- ・ 市総合体育館の競技場等専用利用に係る使用受付補助業務の利用料金集金代行業

務（事業者と市総合体育館の指定管理者との協議により実施）

- ・事業者が作成する施設ホームページ管理業務
- ・事業期間終了時における引き継ぎ業務
- ・市の主催事業への協力業務
- ・避難所の開設等災害発生時の対応業務
- ・備品（体育器具類を含む）等の更新及び保守管理業務
- ・その他本事業を実施する上で必要な業務

4．付加施設の整備、維持管理及び運営業務

5．飲料等提供業務

6．事業者による付帯事業

特定民間事業 [事業者から提案があった場合]

民間教室事業 [事業者から提案があった場合]

別紙 3 サービス購入料の支払方法について（第82条関係）

1. サービス購入料の構成について

(1) サービス購入料等の構成

サービス購入料は、要求施設に係る施設整備費相当及び維持管理・運営費相当からなり、それぞれは概要下記の費用により構成されるものとする。（詳細については3. サービス購入料の仕組みを参照のこと。）

また、サービス購入料以外に事業者が要する費用としては、付加施設等に係る整備及び維持管理・運営費相当と付帯事業に係る費用がある。

項目		内 訳	構成される費用の内容
市が支払うサービス購入料	施設整備費相当	本施設の設計及び建設に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の設計及び建設に関する業務に要する費用 ・建中金利 ・事業者の資金調達に要する費用 ・事業者の開業に要する費用 ・その他本施設の設計及び建設事業を実施する上で必要となる費用
		割賦金利	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦元金を元本とし、事業者が提案する金利により算出される支払金利
	維持管理・運営費相当	要求施設の維持管理及び運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要求施設の維持管理及び運営業務に要する費用 ・その他要求施設の維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用
事業者が負担する費用	付加施設事業費相当	付加施設等の整備並びに維持管理及び運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・付加施設の整備、維持管理及び運営に必要な設備・備品等の設置に要する費用 ・その他付加施設の整備、維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用 ・自動販売機の設置、維持管理及び運営業務を実施する上で必要となる費用
	付帯事業費相当	付帯事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定民間事業に要する費用 ・民間教室事業に要する費用

2. 利用者より得られる収入の取扱い等

本事業の実施により利用者から得られる収入は、表1のとおり取り扱うものとする。

本事業では、他のスポーツセンターとの均衡を考慮し、要求施設の使用料の額を条例に規定する予定である。事業者は、要求施設及び他スポーツセンター等の競技場等専用利用により利用者から支払われる使用料について、その徴収を代行し市に納付するものとする。

また、市総合体育館の競技場等専用利用により利用者から支払われる利用料金については、その集金を代行し市総合体育館の指定管理者に納付するものとする。

なお、市教室事業においては、参加料を実費相当額として教室等の実施に要する経費に充当することとしているため、参加料収入は、事業者の収入とする。

一方、運營業務以外の業務については、全て事業者の直接収入となる。

表1 事業者が本事業の実施により利用者から得られる収入の帰属等

事業区分		帰属	
運營業務	本施設の使用料徴収代行	市	
	市教室事業	事業者	
	市総合体育館の競技場等専用利用に係る使用受付補助業務及び利用料金集金代行	市総合体育館の指定管理者	
	他スポーツセンター等の競技場等専用利用に係る使用受付補助業務及び使用料徴収代行	市	
その他関連業務	付加施設の運営、飲料等提供業務	事業者（ 1 ）	
	付帯事業	特定民間事業	事業者（ 1 ）
		民間教室事業	事業者（ 2 ）

1：行政財産の貸付料は市に支払う

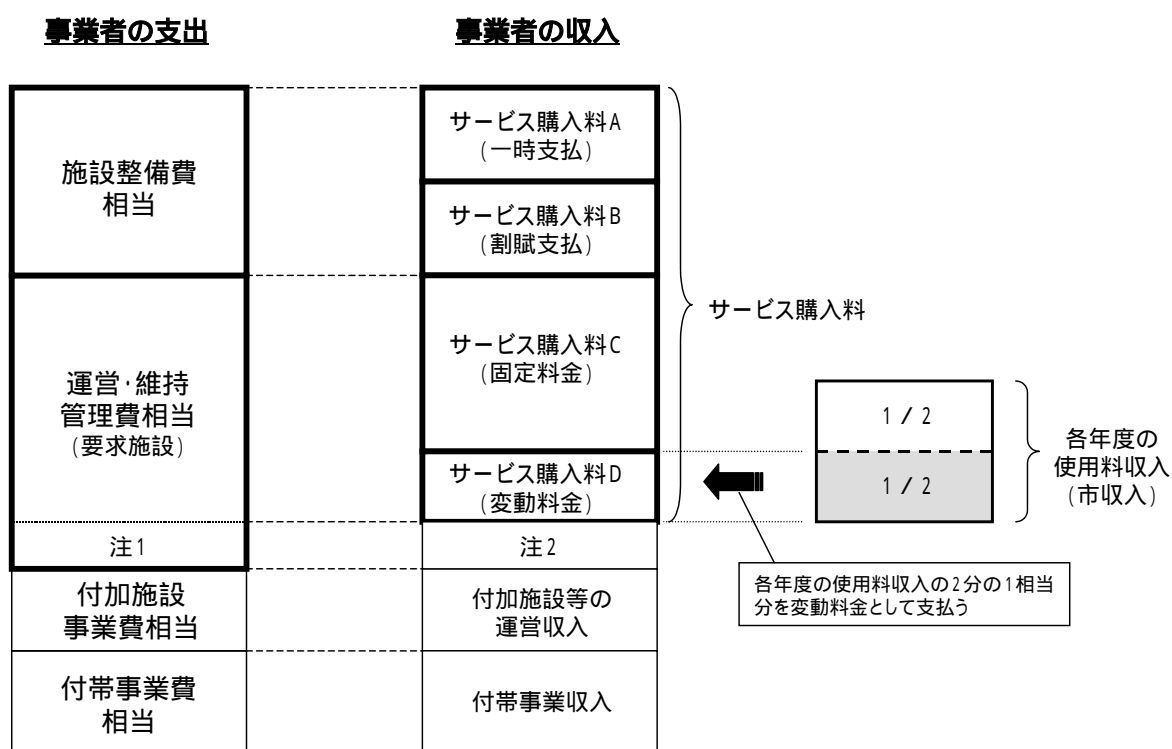
2：開館時間を延長した要求施設で民間教室事業を実施する場合の施設使用料は市に支払う

3. サービス購入料の仕組み

サービス購入料のうち、施設整備費相当としては、一時支払相当（サービス購入料A）と割賦支払相当（サービス購入料B）から構成されるとともに、運営・維持管理相当としては、事業実施に伴う収入等に関係のない「固定的な対価（サービス購入料C）」と使用料収入に応じて「変動する対価（サービス購入料D）」及び「市の事業として実施する教室等の収入」により構成される。

それらをイメージ化すると図1のとおりとなる。

図1 サービス購入料仕組みイメージ



注1) 市教室事業における費用

注2) 市教室事業による収入

注3) 付加施設事業費相当には、付加施設の運営及び維持管理費に相当するものの他に、維持管理・運営に必要な設備・備品等の設置に要する費用も含む。

注4) 上図は仕組みのイメージを示したものであり、実際の事業者の費用や収入の割合を示したものではない。

(1) 施設整備相当分

1) 設計・建設業務にかかる費用

本施設の設計・建設業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

設計費

建設工事費

工事監理費
インフラ整備費
什器・備品等調達費
各種調査・対策費
各種手続・申請費
建中金利
会社設立費
金融手数料
その他必要な費用

本施設の設計・建設業務の対価は、サービス購入料A（一時支払）とサービス購入料B（割賦支払）により構成される。

2）サービス購入料A（一時支払）

本施設の設計及び建設に係る費用（付加施設の維持管理及び運営に必要な設備・備品等の設置に係る費用は含まない。以下同じ。）のうち7．に定める一定の金額で、建設期間中に市が事業者に対して支払うものをいう。市は、サービス購入料Aの支払いのために、交付金、起債及び一般財源により資金を調達する予定である。

また、サービス購入料Aの支払いは、出来高に応じて中間確認終了後（完成年度は引渡後）、毎年度地方自治法第235条の5に定める出納の閉鎖までに行うこととする。（交付金は所有権移転時に国から市へ支払われる。）

3）サービス購入料B（割賦支払）

本施設の設計及び建設に係る費用に相当する金額のうち、次のとを合わせた金額をいう。

本施設の設計及び建設に係る費用に相当する金額からサービス購入料Aに相当する金額を控除した額（割賦元金）

割賦元金を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払額（割賦金利）

また支払いは、運営・維持管理相当分のサービス購入料と同様に、運営期間中に年4回、計81回にわたり支払うこととする。（但し、第1回支払日は平成23年4月1日以降の日とする。支払方法の詳細は4（2）を参照のこと。）

（ア）サービス購入料Bの算定方法

）第1回から第41回（運営期間平成22年12月から平成33年3月分）

割賦元金の2分の1に相当する金額を41回で元利均等払いする額と、割賦元金の2分の1に相当する金額に対する金利の合計。

）第42回から第81回（運営期間平成33年4月から平成43年3月分）

割賦元金の2分の1に相当する金額を40回で元利均等返済する額。

(イ) 支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース10年物(円・円)金利スワップレートとする。

基準金利設定は、運営開始日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)とする。

また、本事業では平成33年4月1日(改定基準日)に基準金利の見直しを行うものとし、そのときの基準金利の設定は同日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)とする。

なお、提案価格における基準金利は、平成19年4月2日の基準金利(1.813%)である。

4) 消費税及び地方消費税の支払いについて

本施設の設計及び建設に係る費用に相当する金額に係る消費税及び地方消費税については、次のとおりとする。

支払方法

サービス購入料A：各年度ごとに、当該出来高に消費税率を乗じた金額を支払う。

サービス購入料B：本施設の完成時に一括して割賦元金に消費税率を乗じた金額を支払う。従って、運営期間中のサービス購入料Bの支払には、消費税及び地方消費税は含まれない(工事進行基準を適用することを前提とするため。)

消費税率

支払い時における消費税率を適用する。

(2) 運営・維持管理相当分

1) 運営・維持管理業務にかかる費用

本施設の運営・維持管理業務の対価に相当する額は、次の費用を含むものとする。

人件費

光熱水費

補修費

管理運営費

備品更新費

一般管理費

特別目的会社事務経費

保険料

その他必要と考える費用

本施設の運営・維持管理業務の対価は、サービス購入料C(固定料金)とサービス購入料D(変動料金)により構成される。

2) サービス購入料C (固定料金)

本施設の維持管理及び運営に係る費用のうち、7.に定める一定の金額で、運営期間中にわたり市が事業者に対して固定的に支払うものをいい、事業者が事業提案書提出時点で見込んだ年度毎の収入金額を前提に算定される「サービス購入料D (変動料金)」の年度毎の見積額を基に、年度毎に固定された金額による対価として事業者が事業提案書において提案した金額とする。サービス購入料C (固定料金)は、平成22年度、平成24年度のように、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。(詳細は表2参照)

支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期にそれぞれ年間支払額の4分の1相当額を支払い、運営期間中に計81回支払う。ただし、第1回支払日においては、平成22年12月1日から同23年3月末日までの分として、同期間におけるサービス購入料Dの見積額を基に固定された金額による対価として事業者が事業提案書において提案した金額を支払う。支払方法の詳細は4(3)を参照のこと。

3) サービス購入料D (変動料金)

要求施設の維持管理及び運営業務において、2年度前の年度において利用者から徴収した年間使用料収入総額()の2分の1に相当する金額をサービス購入料Dとする。このため、使用料収入の多寡によりサービス購入料Dは変動する。

サービス購入料Dの算定基礎となる各年度の使用料収入とは、以下に掲げるものをいう。

サービス購入料Dの算定基礎となる各年度の使用料収入

- ・要求施設の使用料収入のうち、事業者が市の委託を受けて徴収したもの
- ・要求施設の使用料収入のうち情報システムにより市が口座振替で徴収したもの
- ・要求施設の使用料として他のスポーツセンター等の窓口で徴収したもの

注) 次の使用料収入は、サービス購入料Dの対象とならない。

- ・事業者が徴収代行した他のスポーツセンター等の競技場等の専用使用に係る使用料収入
- ・事業者が集金代行した市総合体育館の利用料金収入
- ・他のスポーツセンター等の窓口で徴収した屋内プール、トレーニング室、駐車場等の共通回数券又は共通定期券に係る使用料収入

「年間使用料収入総額」とは、毎年4月1日から翌年3月31日までに徴収した使用料総額から、当該年度の還付額を控除したものをいう。「当該年度の還付額」とは、当該年度に徴収した要求施設の使用料について、当該年度及び翌年度の5月までに名古屋市体育館条例等に基づき要求施設窓口又は口座振替等の方法により、既納の使用料を還付した額の総額をいう。なお、当該5月以降においても市は、各年度の使用料収入について、還付を行うことがあるが、この場合の還付額は、当該還付を行った年度の使用料収入に算入するものとする。

市は、各年度の使用料収入実績に基づき、2年後のサービス購入料Dの支払額を決定する。(例：平成22年度の使用料収入実績は、平成24年度のサービス購入料Dの支払額に反映する。)なお、供用を開始する平成22年度及び平成23年度のサービス購入料Dの支払額は固定額として、事業者が提案した額とする。

各年度のサービス購入料C及びDの支払額及び算定方法は、次のとおりである。

表2 各年度のサービス購入料C及びDの支払額及び算定方法

年度	H22	H23	H24	~	H40	H41	H42
サービス購入料C (固定料金)	固定額	固定額	固定額 (注1)		固定額	固定額	固定額
サービス購入料D (変動料金)	固定額	固定額	H22年度の収入実績を反映した額	~	H38年度の収入実績を反映した額	H39年度の収入実績を反映した額	H40年度の収入実績を反映した額

注1)平成24年度のサービス購入料Cは、サービス購入料Dが平成22年度の4か月分の収入を前提とした金額であることを踏まえ、事業者が提案した額とする。

【算定方法】

$$(N+2)\text{年度のサービス購入料D} = (N\text{年度の使用料収入総額} - N\text{年度の還付金額}) \div 2$$

また、サービス購入料Dの支払回数は、サービス購入料Cと同様に、年4回とし、第1四半期から第4四半期にそれぞれ年間支払額の4分の1を支払い、運営期間中に計81回支払う。ただし、第1回支払日においては、平成22年12月1日から同23年3月末日までの4か月分として事業者が事業提案書にて提案した金額を支払う。支払方法の詳細は4(3)を参照のこと。

4. サービス購入料の支払方法について

市は、事業者に対し「サービス購入料A(一時支払)」、「サービス購入料B(割賦支払)」、「サービス購入料C(固定料金)」及び「サービス購入料D(変動料金)」を、以下の規定に基づき支払うものとする。

(1) サービス購入料A (一時支払)

事業者は、建設期間の各年度末までに、市による中間確認又は完工確認が完了した場合、当該年度終了後すみやかに市に請求書を提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Aを支払う。支払回数は、原則として各年度1回とする。

(2) サービス購入料B (割賦支払)

事業者は、運営期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)及び4月1日以降(第4四半期相当分)に、市による四半期業務報告書の確認を得た後、市に請求書をサービス購入料C及びDの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料C及びDとあわせてサービス購入料Bを支払う。

支払回数は、各年度分につき4回(平成22年度分は1回)とし、計81回支払う。また、1回あたりに支払われるサービス購入料Bの金額は、3(1)3)を参照のこと。

(3) サービス購入料C (固定料金) 及びサービス購入料D (変動料金)

市は、事業者の運営及び維持管理業務の実施状況をモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、サービス購入料C及びDを支払う。

市は、事業者から四半期業務報告書の提出を受け、四半期(7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)、4月1日以降(第4四半期相当分))に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後14日以内(閉庁日を除く)に事業者へモニタリングの結果を通知する。当該通知の後に事業者は、市に対してサービス購入料C及びDの請求書をサービス購入料Bの請求書とともに提出する。市は、請求を受けた日から30日以内に事業者に対してサービス購入料Bとあわせてサービス購入料C及びDを支払う。支払回数は、各年度4回とし、計81回支払う。1回あたりに支払われるサービス購入料C及びDの金額は、3(2)1)(ア)及び(イ)を参照のこと。

(4) その他

運営・維持管理業務において市が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、サービス購入料Cの増額をもって行うことができる。また、事業者が市に対して負担すべき追加費用の支払いは、サービス購入料Cの減額をもって行うことができる。

なお、市が事業者に対して損害賠償を行う場合に関してはこの限りでない。

表3 サービス購入料等の支払いイメージ

				設計・建設業務		運営・維持管理業務		
期間	年度	期	回数	サービス購入料A (一時支払)	サービス購入料B (割賦支払)	サービス購入料C (固定料金)	サービス購入料D (変動料金)	
建設期間	H20			出来高払い				
	H21			出来高払い				
	H22			出来高払い				
運営・維持管理期間	H22				-	-	-	
					-	-	-	
					-	-	-	
	H23	1			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	定額(提案額)
		2			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	定額(提案額)
		3			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	定額(提案額)
		4			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	定額(提案額)
	H24	5			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	定額(提案額)
		6			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	実績反映(H22)
		7			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	実績反映(H22)
		8			定額	定額(提案額)	定額(提案額)	実績反映(H22)
					定額	定額(提案額)	定額(提案額)	実績反映(H22)
	∴	∴			∴	∴	∴	∴
	H33	42				改定	定額(提案額)	実績反映(H31)
		43				定額	定額(提案額)	実績反映(H31)
		44				定額	定額(提案額)	実績反映(H31)
		45				定額	定額(提案額)	実績反映(H31)
	H34	46				定額	定額(提案額)	実績反映(H32)
		47				定額	定額(提案額)	実績反映(H32)
		48				定額	定額(提案額)	実績反映(H32)
		49				定額	定額(提案額)	実績反映(H32)
	∴	∴			∴	∴	∴	∴
	H41	74				定額	定額(提案額)	実績反映(H39)
		75				定額	定額(提案額)	実績反映(H39)
		76				定額	定額(提案額)	実績反映(H39)
		77				定額	定額(提案額)	実績反映(H39)
	H42	78				定額	定額(提案額)	実績反映(H40)
		79				定額	定額(提案額)	実績反映(H40)
		80				定額	定額(提案額)	実績反映(H40)
		81				定額	定額(提案額)	実績反映(H40)

注1) ∴ : 第1四半期、 ∴ : 第2四半期、 ∴ : 第3四半期、 ∴ : 第4四半期

ただし、平成22年度の第4四半期は、平成22年12月からの4か月間

注2) サービス購入料Aの出来高払いによる各年度の支払額は、事業提案書の提出時に施設整備内訳書に記載された額を上限とする。

5. サービス購入料の改定

(1) サービス購入料A (一時支払)

建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Aの改定は行わない。

(2) サービス購入料B (割賦支払)の改定

1) 物価変動に伴う改定

建設期間中の物価変動にともなうサービス購入料Bの改定は行わない。

2) 金利変動に伴う改定

建設期間中の金利変動に伴う改定

建設期間中の金利変動にともなうサービス購入料Bの改定については、3.(1)3)(イ)を参照のこと。

運営期間中の金利変動に伴う改定

サービス購入料Bは、金利変動を考慮した改定を行うため、運営11年度目である第42回以降の支払いについて、基準金利の見直しを行い、残りのサービス購入料Bを算定し直す。なお、事業者から提案されたスプレッドは原則見直さない。

また、本事業では平成33年4月1日(改定基準日)に基準金利の見直しを行うものとし、そのときの基準金利の設定は同日の2営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)とする。基準金利は、設定日の東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース10年物(円・円)金利スワップレートとする。

注)「銀行営業日」とは、事業者が資金調達を行う金融機関(複数の場合は代表金融機関)の営業日をいう。

(3) サービス購入料C (固定料金)の改定

1) 物価変動による改定

サービス購入料Cは、平成22年度以降、物価変動を考慮した改定を行う。改定は、各事業年度ごとに1回行い、翌事業年度の第1四半期の支払時より反映する。

改定の対象となる費用

CA：サービス購入料C(固定料金)のうち、用役費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額

CC：サービス購入料C(固定料金)のうち上記CAを控除した額

改定対象とする価格指数

対象費用	価格指数	備考
CA	消費者物価指数 (名古屋市光熱・水道)	前年度の年度平均値 (前年度確定値4月公表)
CC	企業向けサービス価格指数-総合 (日本銀行調査統計局)	前年度の平均指数 (前年度確定値5月公表)

改定の方法

改定の対象となる価格指数の比率を算定する。このとき、価格指数比に小数点第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

算定された価格指数比をもとに下記の計算式を基に改定額を算定する。ただし、改定率の絶対値が1.5%以下であった場合には、物価変動に基づく改定を行わないものとする。

なお、改定を行わなかった場合、前回改定した対価を前提に改定率を算定する。

(ア) サービス購入料C(固定料金)のうちの光熱水費の電気、ガス、水道、下水道の基本料金相当額(CA)

) 運営初年度の支払額の改定

$$CA_1 = CA_0 \times (CPIU_1 / CPIU_0)$$

ただし、 $|(CPIU_1 / CPIU_0) - 1| > 1.5\%$ とする。

) n年度の支払額の改定(前年度改定を行った場合)

$$CA_n = CA_{n-1} \times (CPIU_n / CPIU_{n-1})$$

ただし、 $|(CPIU_n / CPIU_{n-1}) - 1| > 1.5\%$ とする。

) 前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$CA_n = CA_z \times (CPIU_n / CPIU_z)$$

ただし、 $|(CPIU_n / CPIU_z) - 1| > 1.5\%$ とする。

CA₀: 事業契約に規定されたサービス購入料Cのうち光熱水費に係る基本料金相当額

CA₁: 運営初年度に支払われる改定後のサービス購入料Cのうち光熱水費に係る基本料金相当額

CA_n: 運営n年度に支払われる改定後のサービス購入料Cのうち光熱水費に係る基本料金相当額

CA_z: 前回改定となったサービス購入料Cのうち光熱水費に係る基本料金相当額

CPIU₀: 契約年度の前年度の消費者物価指数(名古屋市光熱・水道)

CPIU₁: 運営初年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数(名古屋市光熱・水道)

CPIU_n: 運営n年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数(名古屋市光熱・水道)

CPIU_z: 前回改定の基礎となった年度の支払い対象となる前年度の消費者物価指数

(名古屋市光熱・水道)

(イ) サービス購入料C(固定料金)のうち「CA」を控除した額(CC)

) 運営初年度の支払額の改定

$$CC_1 = CC_0 \times (CPIG_1 / CPIG_0)$$

ただし、 $| (CPIG_1 / CPIG_0) - 1 | > 1.5\%$ とする。

) n年度の支払額の改定(前年度改定を行った場合)

$$CC_n = CC_{n-1} \times (CPIG_n / CPIG_{n-1})$$

ただし、 $| (CPIG_n / CPIG_{n-1}) - 1 | > 1.5\%$ とする。

) 前年度改定が行われていない年度の支払額の改定

$$CC_n = CC_z \times (CPIG_n / CPIG_z)$$

ただし、 $| (CPIG_n / CPIG_z) - 1 | > 1.5\%$ とする。

CC₀: 契約書に規定されたサービス購入料CのうちCAを控除した額

CC₁: 運営初年度に支払われる改定後のサービス購入料CのうちCAを控除した額

CC_n: 運営n年度に支払われる改定後のサービス購入料CのうちCAを控除した額

CC_z: 前回改定となったサービス購入料CのうちCAを控除した額

CSPI₀: 契約年度の前年度の企業向けサービス価格指数-総合

CSPI₁: 運営初年度の支払い対象となる前年度の企業向けサービス価格指数-総合

CSPI_n: 運営n年度の支払い対象となる前年度の企業向けサービス価格指数-総合

CSPI_z: 前回改定の基礎となった年度の支払い対象となる前年度の企業向けサービス価格指数-総合

2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が変動した場合に、市は、当該変動にあわせて変更された消費税及び地方消費税相当額を負担する。

なお、原則として他の税制改正による改定は行わない。

(4) 使用料の改定に伴うサービス購入料Dの改定について

名古屋市体育館条例に定める要求施設の使用料が改定された場合、サービス購入料Dは変化する。

すなわち、要求施設につき全く同様の利用があったことを前提とした場合には、料金が高く改正されればサービス購入料Dは増加し、料金が低く改正されればサービス購入料Dは減少することになる。

従って、名古屋市体育館条例に定める要求施設の使用料が改定された場合には、市と事業者との協議により、サービス購入料C又はサービス購入料Dの支払いルールを定めるものとする。

ただし、新たに使用料の減免事由を設けた場合については、改定の対象としない。

6．サービス購入料の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、施設の設計・建設及び運営・維持管理状況について、事業契約書及び要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、事業契約書の規定に従い、事業者に対し業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入料の減額等の措置をとるものとする。なお詳細については、別添書類7「モニタリング及び業務改善措置要領(案)」において示す。

また、制度の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、市と事業者は協議を行うものとする。

7．サービス購入料の支払額

[事業者の提案に基づき、各サービス購入料の金額を規定します。]

別紙 4 建設工事前提出図書概要（第15条関係）

1 実施設計図書

(1) 図面

- ・ A 1 版青焼き簡易製本 2 部と A 3 版青焼き簡易製本 2 部を提出する。
- ・ CAD ソフトで作成した電子データ（AUTO CAD、J W CAD の何れかオリジナルデータと、DXF 又は SXF とする）を提出する。
- ・ 以下に示す図書を参考に、必要に応じて図書類を作成し提出する。

共通図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表紙 ・ 図面目録 ・ 特記仕様書 ・ 案内図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図 ・ 面積表 ・ 工事区分表 ・ 平均地盤算定図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地高低測量図 ・ 敷地測量図 ・ 真北測量図 ・ 日影図
建築設計図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 詳細図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 展開図 ・ 天井伏図 ・ 屋根伏図 ・ 建具表・基礎・杭伏図 ・ 基礎梁伏図 ・ 各階伏図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軸組図 ・ 断面リスト ・ 基礎配筋図 ・ 各階配筋図 ・ 鉄骨詳細図 ・ 工作物等詳細図
外構設計図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外構平面図 ・ 縦横断面図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部詳細図 ・ 雨水排水計画図 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽図
電気設備計画図 (屋外を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受変電・発電設備図（機器仕様・結線図、機器配置図、系統図） ・ 電灯設備図（平面図、照明器具図） ・ 幹線動力設備図（平面図、系統図、制御盤図、分電盤図） ・ 情報通信設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図） ・ 防災・防犯設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図） ・ 避雷針配線及び取付図 ・ 映像・音響設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図） ・ 中央監視・駐車場管制設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図） 		
機械設備計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水衛生設備図 [給排水、給湯、ガス、消火、プール濾過] (系統図、機器リスト、配置図、平面図、詳細図) ・ 空気調和設備図 [空調、換気、排煙、自動制御] (系統図、機器リスト、平面図、詳細図) ・ エレベーター設備図 (機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図) 		

(2) 工事費内訳書

- ・工事費内訳書の書式作成については、営繕積算システム RIBC を使用し、内容等の詳細については、市との協議による。
- ・ P D F データと A 4 版を 2 部提出する。

(3) 設計計算書

- ・設計及び申請に必要な計算書を、 P D F データと A 4 版で 1 部提出する。

(4) 積算調書 (数量計算書)

- ・ P D F データと A 4 版を 2 部提出する。

(5) その他必要なもの

2 . 工事着手前提出書類等

- ・現場代理人届
- ・主任技術者届
- ・工事工程表 (建築工事を含み P E R T 表示とする)

3 その他書類等

- ・建築確認申請の確認済証の写し
- ・その他必要な説明書や関係機関等に提出した書類の写しを、 A 4 版で 2 部提出する。

別紙 5 事業日程表（第 4 条関係）

1 . 事業契約締結・指定管理者の指定	平成20年 3 月
2 . 建設期間	平成20年 3 月～平成22年11月末日
工事完工予定日	平成22年10月末日
3 . 完工確認	平成22年10月末日まで
4 . 運営開始準備完了確認	平成22年11月末日まで
運営開始準備	建設期間中に 1 か月以上
業務仕様書の提出	運営開始予定日の60日前まで
マニュアルの提出	運営開始予定日の60日前まで
5 . 引渡予定日	平成22年11月末日
6 . 運営期間	平成22年12月～平成43年 3 月
運営開始予定日	平成22年12月1日
サービス購入料 B の改定	平成33年 4 月
7 . 運営期間終了後の業務に関する協議開始	運営期間終了の 3 年前
8 . 事業期間の終了	平成43年 3 月末日

上記日程は予定とする。

別紙 6 土地使用貸借契約様式（第10条関係）

土地使用貸借契約書

名古屋市（以下「市」という。）と【特別目的会社】（以下「事業者」という。）は、以下のとおり土地の使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約で別段定義するものの他、本契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（目的）

第1条 市は、次の土地（以下「本件土地」という。）を、市及び事業者との間で平成 []年 []月 []日付で締結された「名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 事業契約書」（以下「本件事業契約」という。）第10条第1項に基づき、事業者が名古屋市守山スポーツセンター（仮称）（以下「本施設」という。）を建設することを目的として事業者は無償で貸し付け、事業者は、本件土地を借り受ける。

所在地	面積	適用
名古屋市守山区竜泉寺二丁目地内	m ²	添付図面に表示された部分

（期間）

第2条 使用貸借の期間は、平成 []年 []月 []日から平成 []年 []月 []日までとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第3条 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ないで、本契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、質権その他の担保権を設定し、若しくは義務を継承させ、又は本件土地を転貸してはならない。

（使用上の制限）

第4条 事業者は、常に本件土地が公有財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを使用、維持保全しなければならない。

2 事業者は、本件土地について、市の事前の書面による承諾を得ることなく、本件事業契約及び事業提案書に基づかない、現状変更、建物その他の施設の新築若しくは増改築、その他の使用を行ってはならない。

（承諾手続）

第5条 事業者は、本契約の定めるところにより市の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、

市に通知し、市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による事業者の通知に対する市の承諾は、書面によるものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置等)

第6条 事業者は、本件土地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。事業者が本件土地の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、本件事業契約第30条の規定に従うものとする。

(補修義務等)

第7条 事業者は、本件土地のうち本契約締結以降に事業者が自ら改変した部分(土砂の入れ替えを含み、以下「改変部分」という。)につき、補修義務を負うものとする。

2 事業者は、本件土地についての補修費等の必要費、改良等の有益費、その他本件土地の使用に伴い要する費用を負担する。ただし、本件土地の瑕疵を原因として費用が発生した場合、当該費用は市が負担するものとし、詳細については本件事業契約に定めるところによるものとする。なお、不可抗力により費用が発生した場合は、本件事業契約第102条を適用するものとする。

(使用上の損傷等)

第8条 事業者は、本件土地の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに市にその状況を通知しなければならない。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件土地を毀損した場合、自らの負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

(契約の解除)

第9条 市は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 市において、本件土地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。

(2) 事業者が本契約に定める義務に違反し、かつ市が相当の期間を定めて当該義務の履行を事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者がその期間内に当該義務を履行しないとき。

(3) 事業者に解散決議、または破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき。

2 市は、前項第1号の規定に基づき本契約を解除するときに限り、事業者に対し通常生じる損失を補償するものとする。

(本契約の終了)

第10条 第2条の規定にかかわらず、本件事業契約第35条第1項に基づく本施設の事業者から市への引渡しが完了した時点、または理由の如何を問わず本件事業契約が終了した場合にはその時点において本契約も自動的に終了するものとする。

2 事業者は、事業契約が終了する場合、その終了事由に応じて適用される事業契約の規

定に従って、本件土地を市に対して明渡すものとする。

(損害賠償)

第11条 市及び事業者は、本契約上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第12条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

(定めのない事項等)

第13条 本契約に定めのない事項については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約について訴訟等が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、当時者両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久 印

事業者 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

別紙 7 完工確認事項及び運営開始準備完了確認事項（第32条・第34条関係）

1. 完工確認

次の図書類等を基に、現地及び書類にて完工確認を行うものとする。

- (1) 第31条に規定する建設業務完了報告書
- (2) 別紙 8 に規定する完工時提出図書
- (3) 第19条に規定する工事記録
- (4) 第19条に規定する工事工程表（第27条に規定する工期又は工程の変更があった場合は、変更後の工事工程表を含む）
- (5) 第25条、第26条に規定するモニタリングの結果に関する図書
- (6) 第8条に関する許認可、届出等一式
- (7) その他完工確認において必要と判断された書類一式

なお、工事完成時のモニタリングとして実施する完工確認の具体的な方法については、事前に市と事業者との協議により定めるものとする。

2. 運営開始準備完了確認

次の図書類等を基に、現地及び書類にて運営開始準備完了確認を行うものとする。

- (1) 第37条に規定するマニュアル
- (2) 第38条に規定する年間業務計画書
- (3) 第38条に規定する業務仕様書
- (4) 第39条に規定する運営・維持管理業務体制及び教育訓練実施報告書
- (5) 第55条に規定する備品台帳
- (6) その他運営開始準備完了確認において必要と判断された書類一式

なお、運営開始前（施設引渡時）のモニタリングとして実施する運営開始準備完了確認の具体的な方法については、事前に市と事業者との協議により定めるものとする。

別紙 8 完工時提出図書（第33条関係）

1 . 建築本体工事

(1) 完成図

- ・金文字製本（ A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 施工確認図、見開き製本

(3) 構造計算書、確認申請書

(4) 検査及び試験成績書

2 . 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

(1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（ A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 取扱説明書

(3) 機器台帳（記入済）

(4) 機器履歴台帳

(5) 検査及び試験成績書

(6) 計算書

3 . その他工事（外構工事、建築設備工事等）

(1) 完成図（工事中の施工確認図を含む）

- ・金文字製本（ A 4 版）
- ・見開き製本（見開き A 1 版）
- ・縮刷版見開き製本（見開き A 3 版）
- ・原図（第 2 原図も可）
- ・縮刷版原図

(2) 取扱説明書

(3) 機器台帳（記入済）

(4) 特許一覧表

(5) 機器履歴台帳

(6) 検査及び試験成績書

(7) 計算書

なお、上記 1 から 3 の工事で特許を使用した個所について、「特許一覧表」を作成し、提出すること。

5 . その他

- (1)パンフレット (名古屋市守山スポーツセンター)
- (2)工事写真 (サービス版)
- (3)完成したスポーツセンターの写真 (キャビネサイズ)

別紙 9 瑕疵担保（第36条関係）

1．建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

・引渡し後2年間とする。

・ただし、防水工事等については、原則10年間とするが具体的には以下のとおりとする。

- (1) アスファルト防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・10年 保証
- (2) 塗膜防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・5年 保証
- (3) モルタル防水・・・・・・・・・・・・・・・・・・5年 保証
- (4) 合成高分子ルーフィング防水・・・・・・・・・・5年 保証
- (5) シーリング材・・・・・・・・・・・・・・・・・・5年 保証

・金属屋根を採用する場合は、製品の保証期間は20年以上とする。

別紙10 公金徴収業務取扱細則（第48条関係）

[運営開始前までに、市と事業者の協議により別途定め、本契約とは別に双方にて確認の上、事業契約書とともに保管する。]

別紙11 サービス購入料Bの償還表（第82条関係）

[様式は事業者の提案による。]

回数	支払時期	支払総額	元金	利息	残額
1	H22				
2	H23				
3					
4					
5					
78	H42				
79					
80					
81					
合 計					

別紙12 法令等変更の場合の費用分担規定（第98条関係）

法令等変更	市負担割合	事業者負担割合
本事業に直接関係する法令等変更の場合	100%	0%
消費税率及び地方消費税率に係る法令等変更の場合	100%	0%
法人税率に係る法令等変更の場合	0%	100%
外形標準課税に係る法令等変更の場合	0%	100%
上記記載の法令以外の法令等変更の場合	0%	100%

なお、「本事業に直接関係する法令等」とは、特に本施設のサービスを提供する施設の運営・維持管理支援その他に関する事項を規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない税制変更及び事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。ただし、本事業の収益性に重大な影響を及ぼす税制の改正があった場合には、上の表並びに第106条第二文及び別紙3の規定にかかわらず、市と事業者はその負担割合につき協議することができるものとする。

別紙13 事業者が付保する保険（第105条関係）

1．建設時

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

法定外労働災害保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

請負業者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）

2．運営・維持管理時

第三者賠償責任保険

別紙14 運営開始準備行為（第41条関係）

1. 運営・維持管理マニュアルの作成

事業契約締結後、速やかに「情報の取扱いに関するマニュアル」（別紙15参照）を作成する。

事業契約締結後、市が指示する日までに「個人情報保護規程」（別紙16参照）及び「情報公開規程」（別紙17参照）を作成する。

事業契約締結後、市が指示する日までに事業契約、入札説明書等及び事業提案書に従って、利用者にとって快適な施設及び職場の安全等を保つために必要なマニュアルを作成する。

2. 予約受付等

事業者は、開業前の使用申込の受付等に係る次の事項を実施する。

- ・市が行う情報システムの設置協力（機器の設置のための配管、機器の設置 等）
- ・利用調整

開業前の要求施設の全面専用使用申込に係る受付は、平成22年7月1日から現地にて開始（予定）

同日前1月前までに情報システムの設置のための配線、機器の設置等を完了する。

本施設の建設工事の状況等によって要求施設内で当該受付を行うことが困難である場合、事業者の負担により、現地に仮設事務所等を設置して受付を行う。

3. 従事者の教育訓練及び研修

要求施設に従事する全ての者を対象として、事業者自らが作成するマニュアル等を基に、開館時までに担当業務に支障がないように従事者に対して、十分な業務内容や機器類の操作に係る教育訓練及び研修を行う。

また、情報システムの利用方法及び公金の取扱い方法等、施設の運営に必要な市が行う研修に参加する。

4. 開館時広報活動

本施設の開館を市内、特に守山区内に周知するため、適切な方法により広報活動を行う。具体的には次のとおり。

施設案内パンフレット等の作成、配布

- ・開館時の施設案内のパンフレットを作成及び配布する。
- ・施設案内のチラシを作成及び配布する。

ホームページの作成

- ・本施設の利用者に対する情報提供の手段としてホームページを作成する。（詳細は要求水準書第3章2（11）参照）

市広報への掲載協力

- ・開業前に市が発行する広報誌への掲載につき、必要な情報提供の協力をを行う。

5 . その他開業準備業務

施設供用後、利用者が本施設を快適かつ安全に利用していただく為に、上記開業準備の他に、市が行う関係者及び地域住民等への説明の協力、リハーサル、設備機器等の稼働状況の確認等開業までに必要となる業務を実施する。

施設の供用開始までに少なくとも1か月間は、上記内容をはじめとし、事業者が必要と考える開業準備に係る業務を実施する。

別紙15 情報取扱注意事項（第37条関係）

（基本事項）

第1 事業者は、市から受託した名古屋市守山スポーツセンターの整備・運営事業の実施に関する業務（名古屋市守山スポーツセンターの指定管理者として行う当該施設の維持管理及び運営業務を含む。以下「本業務」という。）の処理に当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

（関係法令等の遵守）

第2 事業者は、本業務に関して知り得た市から取得した情報及び指定の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、指定の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）を取り扱うに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）及びその他関係法令を遵守しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第3 事業者及び管理業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報のうち利用者情報等（「事業者による公の施設の管理における個人情報取扱注意事項」第3に規定する利用者情報等をいう。）に該当しない情報（利用者情報等以外の取得情報という。以下同じ。）を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、指定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

（情報の授受）

第4 利用者情報等以外の取得情報及び利用者情報等以外の取得情報が記録された資料（これらを複写し、複製したものを含み。以下同じ。）の授受は、市の指名する者と事業者の指名する者との間において行うものとする。

（情報の保管・搬送時の注意・義務等）

第5 事業者は、利用者情報等以外の取得情報が記録された資料の保管及び搬送に当たっては、利用者情報等以外の取得情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の制限）

第6 事業者は、管理業務上必要な場合を除き、利用者情報等以外の取得情報が記録された資料を複写又は複製してはならない。

（委託の禁止又は制限）

第7 事業者は、市の承認を得ることなく、利用者情報等以外の取得情報の取扱いを伴う管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

- 2 事業者は、利用者情報等以外の取得情報の取扱いを伴う管理業務の全部又は一部を第三者に委託する場合は、利用者情報等以外の取得情報の取扱いに関し、本事業契約書において事業者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

(報告等)

第8 事業者は、この協定に違反したことにより事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

- 2 事業者は、市から報告を求められたとき又は市が の利用者情報等以外の取得情報の取扱いについて調査を行うときは、誠実に対応しなければならない。

(情報の返却・廃棄)

第9 事業者は、指定の期間が終了し又は指定が取り消されたときは、市の承認を得た場合を除き、利用者情報等以外の取得情報が記録された資料のうち市から取得したものを市に返却しなければならない。

- 2 事業者は、指定の期間が終了し又は指定が取り消されたときは、利用者情報等以外の取得情報が記録された資料のうち甲に返却する資料以外のものを、切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって、指定の期間が終了するまで又は指定が取り消されるまでに適切に処分しなければならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りでない。

(従事者の教育)

第10 事業者は、管理業務に従事している者に対し、あんしん条例、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 事業者は、取得情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、管理業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(公表)

第11 市は、事業者がこの協定に違反したことにより、取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表することができる。

- 2 前項の規定は、指定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても適用するものとする。

別紙15-1 情報の取扱いに関するマニュアル（第37条関係）

情報の取扱いに関するマニュアル

（事業者名）は、名古屋市（以下「市」という。）から受託した名古屋市守山スポーツセンターの整備・運営事業の実施に関する業務（名古屋市守山スポーツセンターの指定管理者として行う当該施設の維持管理及び運営業務を含む。）の処理に関し、当該受託業務に関する情報（事業契約書に定める「情報取扱注意事項」に規定された「取得情報」のことを指す。以下同じ。）を適切に取り扱うためこのマニュアルを作成する。

及び本事業の実施に関する業務を当社から受託する会社等の役員及び従業員は、このマニュアルに従い情報を取り扱うものとする。

（関係法令等の遵守）

第1 受託業務を行うにあたっては、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）名古屋市個人情報保護条例（平成8年名古屋市条例第28号）その他の関係法令を遵守する。

（情報管理責任者）

第2 〃は、受託業務に関する情報を総合的に管理する者（以下「情報管理責任者」という。）に、〃（役職名等）を指名する。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第3 受託業務に関する情報は、情報管理責任者の承認を得た場合を除き、第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用しない。

（情報の授受）

第4 受託業務に関する情報並びに当該情報が記録された資料及び成果物（情報管理責任者の許可を受けて複写し、複製したもの及び当該資料を加工したものを含む。以下同じ。）の市との授受は、情報管理責任者又は情報管理責任者の指名する者のみが行う。

（情報の保管・搬送時の注意・義務等）

第5 受託業務に関する情報が記録された資料及び成果物は、事前に情報管理責任者の承認を得た上で、当該情報が漏えい、滅失又はき損されないよう、事前に情報管理責任者の承認を得た方法で保管又は搬送する。

（作業場所の指定）

第6 受託業務は、情報管理責任者の指定する場所（以下「指定場所」という。）で行う。
2 受託業務に関する情報並びに当該情報が記録された資料及び成果物は、情報管理責任者が許可した場合を除き、指定場所から持ち出さない。

(情報の複写又は複製の禁止)

第7 受託業務に関する情報が記録された資料及び成果物は、情報管理責任者が許可した場合を除き、複写又は複製しない。

(情報の廃棄)

第8 受託業務に関する情報が記録された資料は、事前に情報管理責任者の承認を得た方法で廃棄する。

(報告)

第9 このマニュアルに違反する事実を知った者は、直ちに当該事実を情報管理責任者に報告する。

別紙16 「事業者による公の施設の管理における個人情報取扱注意事項」(第37条関係)

(基本事項)

第1 事業者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 事業者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 事業者は、その使用する者が在職中及び退職後においても、公の施設を管理する業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(利用者情報等取扱事務)

第3 事業者は、公の施設を利用する者又は利用しようとする者その他の公の施設の管理運営に係る者以外の者の個人情報(以下「利用者情報等」という。)を取り扱う際には、当該利用者情報等を取り扱う事務の名称、取り扱われる利用者情報等の項目及びその利用目的等を、市に届出するとともに、当該公の施設において一般に供覧しなければならない。

(取得の制限)

- 第4 事業者は、利用者情報等を取得するときは、当該施設の管理のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 事業者は、やむを得ない理由があるときを除き、本人から利用者情報等を取得しなければならない。

(適正な管理)

- 第5 事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、利用者情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の利用者情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、保有する必要がなくなった利用者情報等を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(要注情報等の取扱いの禁止)

第6 事業者は、思想、信条及び宗教に係る利用者情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る利用者情報等を取得してはならない。ただし、法令若しくは

条例に定めがある場合又は取得することに公益上特に必要があると市が認めた場合は、この限りでない。

- 2 事業者は前項に規定する利用者情報等を電子計算機により処理しないものとする。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又は電子計算機により処理することに公益上特に必要があると市が認めた場合は、この限りでない。

(利用目的による制限)

第7 事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために、利用者情報等を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令又は条例に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令又は条例の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 事業者は、第三者に利用者情報等を提供することが利用目的であり、提供される個人情報等の項目、提供の手段又は方法及び本人の求めに応じて当該本人が識別される利用者情報等の第三者への提供を停止する旨を本人が容易に知り得る状態に置いている場合は、利用目的の範囲内において第三者に利用者情報等を提供することができる。

(利用者情報等取扱事務の委託)

第8 事業者は、市の承諾がある場合を除き、利用者情報等の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託してはならない。

- 2 事業者は、市の承諾があり利用者情報等の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託する場合は、委託先において利用者情報等が保護されるために必要な措置を講ずるものとする。

(利用者情報等の開示等)

第9 事業者は、本人から利用者情報等の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき本人から利用者情報等の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けたときは、その運営について市と協議するものとする。

(苦情の処理)

第10 事業者は、利用者情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(事故発生時における報告)

第11 事業者は、本注意事項に違反する事故が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告しなければならない。

(実地調査等)

第12 事業者は、市が利用者情報等の保護のために実地調査をする必要があると認めるときは、これを拒否してはならない。また、市が利用者情報等の保護について報告を求めるときは、これに応じなければならない。

(利用者情報等の引渡し)

第13 事業者は、指定の期間が終了したとき又は指定を取り消されたときは、速やかに利用者情報等を、次に事業者になる者又は市に引き渡さなければならない。

(個人情報保護に関する規程の公表)

第14 事業者は、本協定に則り個人情報の保護に関する規程を設けたときは、当該施設において一般に供覧しなければならない。

個人情報保護規程

（趣旨）

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、（事業者名）が名古屋市守山スポーツセンター（以下「センター」という。）を管理するに当たり保有する利用者情報等の適正な取扱いに関する基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るものをいう。

2 この規程において「利用者情報等」とは、個人情報のうちセンターを利用する者又は利用しようとする者その他のセンターの管理運営に関係する者以外の者の個人情報をいう。

（従事者等の責務）

第3条 センターの管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た利用者情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、指定の期間が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

（利用者情報等取扱事務の目録）

第4条 は、利用者情報等を取り扱う際には、当該利用者情報等を取り扱う事務の名称、取り扱う利用者情報等の項目及びその利用目的等を、利用者情報等取扱事務目録（別記様式）（以下「目録」という。）に記載し、センターを利用する者が閲覧できる場所に備え置くとともに、名古屋市に目録の写しを届け出るものとする。

（取得の制限）

第5条 は、利用者情報等の取得を、センターの管理のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

2 は、やむを得ない理由がある場合を除き、本人から利用者情報等を取得するものとする。

3 は本人から直接書面に記載された当該本人の利用者情報等を取得する場合は、その利用目的を明示するものとする。ただし、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合又は人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、この限りでない。

（適正な管理）

第6条 は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 は、利用者情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の利用者情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 は、保有する必要がなくなった利用者情報等を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(要注意情報の取扱いの禁止)

第7条 は、思想、信条及び宗教に係る利用者情報等並びに社会的差別の原因となるおそれがある事項に係る利用者情報等を取得しないものとする。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又は取得することに公益上特に必要があると名古屋市が認めた場合は、この限りでない。

2 は前項に規定する利用者情報等の電子計算機処理をしないものとする。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又は電子計算機処理することに公益上特に必要があると名古屋市が認めた場合は、この限りでない。

(利用目的による制限)

第8条 は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために、利用者情報等を利用しないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令又は条例に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令又は条例の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第9条 は、前条ただし書に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用者情報等を第三者に提供しないものとする。

2 第三者に利用者情報等を提供することが利用目的であり、目録に提供される個人情報の項目、提供の手段又は方法及び本人の求めに応じて当該本人が識別される利用者情報等の第三者への提供を停止することが記載されている場合は、利用目的の範囲内において第三者に利用者情報等を提供できるものとする。

(利用者情報等取扱事務の委託)

第10条 は、名古屋市の承諾がある場合を除き、利用者情報等の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理（以下「利用者情報等取扱事務の処理」という。）を委託しないものとする。

- 2 は、名古屋市の承諾があり利用者情報等取扱事務の処理を委託する場合は、委託先において利用者情報等が保護されるために必要な措置を講ずるものとする。

(利用者情報等の開示)

第11条 は、その保有する利用者情報等について、その利用者情報等の本人から開示を求められたときは、これに応ずるものとする。ただし、開示の求めに係る利用者情報等が次のいずれかに該当する場合は、当該利用者情報等の全部又は一部の開示をしないことができるものとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令又は条例に違反することとなる場合

- 2 は、前項の規定に基づき開示を求められた利用者情報等の全部若しくは一部を開示しない旨又は利用者情報等が存在しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(利用者情報等の訂正)

第12条 は、利用者情報等の本人から、当該本人の利用者情報等の内容が事実でないという理由によって当該利用者情報等の訂正を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該利用者情報等の内容の訂正を行うものとする。

- 2 は、前項の規定に基づき訂正を求められた利用者情報等の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき、又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用者情報等の利用停止等)

第13条 は、利用者情報等の本人から、当該本人の利用者情報等が第5条第1項若しくは第2項又は第7条第1項に違反して取得されたものであるという理由又は第8条に違反して取り扱われているという理由によって、当該利用者情報等の利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合で、その求めに理由があると判明したときは、遅滞なく、当該利用者情報等の利用停止等を行うものとする。ただし、当該利用者情報等の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 は、利用者情報等の本人から、当該本人の利用者情報等が第9条に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該利用者情報等の第三者への提供の停止(以下「提供の停止」という。)を求められた場合で、その求めに理由があると判明したときは、遅滞なく、当該利用者情報等の第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該利用者情報等の提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 は、第1項の規定に基づき求められた利用者情報等の全部若しくは一部について

利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた利用者情報等の全部若しくは一部について提供の停止を行ったとき若しくは提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第14条 〃は第11条第2項、第12条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するものとする。

(開示等の求めの代理)

第15条 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人から委任を受けた者(以下「任意代理人」という。)は、本人に代わって、第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項及び第2項の規定による求め(以下「開示等の求め」という。)を行うことができる。

(開示等の手続)

第16条 開示等の求めを行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を 〃に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び連絡先

(2) 開示等の求めに係る利用者情報等を特定するために必要な事項

(3) 訂正、利用停止等又は提供の停止の求めを行う理由

2 開示等の求めを行おうとする者は、 〃に対し、利用者情報等の本人、その法定代理人又はその任意代理人であることを証明するために必要な書類を提出、又は提示しなければならない。

(費用の負担)

第17条 第11条の規定に基づく利用者情報等の開示に際し、文書等の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(名古屋市との協議)

第18条 〃は、開示等の求めがあったときは、開示等の判断を行うに当たって名古屋市と協議するものとする。ただし、開示等の求めが定例的なもの又は明らかに開示等の求めに応ずることができるものについては、この限りでない。

(苦情の処理)

第19条 〃は、利用者情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(個人情報保護責任者)

第20条 〃は、この規程の適切な執行のために、個人情報保護責任者をおく。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、
事項は、 (役職名等)が定める。

の保有する利用者情報等の保護に関し必要な

情報公開規程

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨にのっとり、（事業者名）が行う名古屋市守山スポーツセンター（以下「センター」という。）の管理に関して情報公開を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「文書等」とは、並びに本事業の実施に関する業務を から受託する会社等の役員及び従業員（以下「職員等」という。）が、センターの管理に関する業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員等が組織的に用いるものとして、 が管理しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。

（指定管理者の責務）

第3条 は、この規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開条例及びこの規程の趣旨を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をするものとする。

（利用者の責務）

第4条 文書等の公開の申出（以下「公開申出」という。）をするものは、適正な公開申出に努めるとともに、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を第三者の権利を侵害することがないように適正に使用しなければならない。

（公開申出ができるもの）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、 に対し、公開申出をすることができる。

（公開申出の方法）

第6条 公開申出は、書面（第1号様式。以下「公開申出書」という。）を に提出してしなければならない。

2 は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（文書等の原則公開）

第7条 は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報

(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。

(1) 個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(2) 法人その他の団体(、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に の株主若しくは債権者又は市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(下線部は、株式会社の場合に加えることができる。)

(5) 、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、 の株主若しくは債権者の利益を害するおそれ又は次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(下線部は、株式会社の場合に加えることができる。)

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、 、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ の事業若しくは国、地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 個人又は法人等が、 の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必

要であると認められるものを除く。

(7) 法令又は条例の定めるところにより、明らかに公にすることができないと認められる情報

2 は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。

3 公開申出に係る文書等に第1項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書等の存否に関する情報）

第8条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、 は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

（公開申出に対する決定等）

第9条 は、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面（第2号様式又は第3号様式）により通知するものとする。

2 は、公開申出に係る文書等の全部を公開しないとき（前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る文書等を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面（第4号様式）により通知するものとする。

（公開決定等の期限）

第10条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、 は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開申出があった日の翌日から起算して60日以内に決定をするよう努めるものとする。

（理由付記）

第11条 は、第9条各項の規定により公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示すものとする。

（第三者への意見聴取）

第12条 公開申出に係る文書等に第三者に関する情報が記録されているときは、 は、公開

決定等をするに当たって、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

(文書等の公開の方法)

第13条 文書等の公開は、文書又は図画については閲覧、視聴又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書等の公開にあつては、は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用の負担)

第14条 前条の規定に基づき、文書等の公開を受けるものは、別に定めるところにより、当該公開に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第15条 この規程は、法令等の規定による閲覧、縦覧若しくは視聴又は謄本、抄本等の交付の手續の対象となる文書等の閲覧、視聴又は写しの交付については、適用しない。

(異議申出)

第16条 公開決定等に不服のあるものは、に対して、異議の申出をすることができる。

2 前項に規定する異議の申出(以下「異議申出」という。)は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面(第5号様式)を提出してしなければならない。

3 は、異議申出があつた場合には、当該異議申出に係る公開決定等についての再度の検討を行い、異議申出をしたものに対して、その結果を書面(第6号様式)により回答するものとする。

4 は、前項に規定する検討を行うに当たって、情報公開条例第37条の2第2項の実施機関の意見を聴くことができる。

(情報の提供)

第17条 は、この規程に定めるもののほか、が行う事業に関する情報の提供に努めるものとする。

(文書等の管理)

第18条 は、文書等を適正に管理するものとする。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 年 月 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用)

2 この規程は、施行日以後に職員等が作成し、又は取得した文書等について適用する。

別紙18 [本施設貸付契約（付加施設）の様式]（第64条第1項関係）

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業の付加事業に関する
行政財産有償貸付契約書

名古屋市（以下「市」という。）と【特別目的会社】（以下「事業者」という。）は、以下のとおり行政財産たる建物の賃貸借契約（以下「本貸付契約」という。）を締結する。なお、本貸付契約で別段定義するものの他、本貸付契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（目的）

第1条 市は、本件事業契約に基づき建築された本施設のうちの次の部分（以下「本件付加施設部分」という。）を、市及び事業者との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結された「名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 事業契約書」（以下「本件事業契約」という。）第64条第1項に基づき、事業者が付加事業を実施することを目的として、その必要な範囲で事業者に賃貸し、事業者はこれを借り受ける。

所在地	区分	面積	摘要
			添付図面に表示された部分

（期間）

第2条 賃貸借の期間は、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日から平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとする。ただし、賃貸借の期間の満了の1年前までに、事業者は文書をもって貸付期間を更新する旨を市に申し込むものとする。

（貸付料）

第3条 事業者は、名古屋市財産条例（平成15年条例第56号。その後の変更を含む。）その他これに基づく規程に定める貸付料を市に支払うものとする。支払期日及び支払方法は、要求水準書に定めるところによる。

（貸付料の改定）

第4条 市は、本件付加施設部分の価格が著しく上昇したとき、市が本件付加施設部分について特別の費用を負担をすることとなったとき、その他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（延滞金）

第5条 事業者は、本貸付契約に基づいて支払うべき一切の金銭債務につき、その履行を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みとなるまで、遅滞金額につき年3.4%の割合の延滞金を支払うものとする。

滞金を市に支払わなければならない。

(充当の順序)

第6条 事業者が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(瑕疵担保)

第7条 事業者は、本貸付契約締結後に本件付加施設部分の建物について、かくれた瑕疵の存在が判明しても、市に対して貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(本件付加施設部分の引渡し)

第8条 市は、第2条に規定する賃貸借期間開始の日に、本件付加施設部分を現状のまま事業者を引き渡すものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第9条 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ないで、本貸付契約により生ずる権利若しくは本貸付契約上の地位を第三者に譲渡し、質権その他の担保権を設定し、又は義務を継承させ、又は本件付加施設部分を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第10条 事業者は、常に本件付加施設部分が行政財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意をもってこれを使用、維持保全しなければならない。

2 事業者は、本件付加施設部分について、市の事前の書面による承諾を得ない限り、本件事業契約及び事業提案書に基づかない現状変更、増改築、その他の使用を行ってはならない。

3 事業者は、市から書面による事前の承諾を得たときに限り、すべて事業者の責任と費用負担において、本件付加施設部分に対する造作物の設置、模様替え等(以下「造作物等」という。)の原状変更を行うことができる。かかる造作物等につき消防署等から改善・撤去・移動等の指導を受けたときには、事業者は、その費用負担により、かかる指導内容を直ちに実行する。

4 事業者が本件付加施設部分につき行う工事で、市に損害を与えたときは事業者はその損害を賠償するものとし、第三者に損害を与えたときは第13条の規定によるものとする。

(保管責任および管理責任)

第11条 本件付加施設部分の保守、管理、修繕等は、事業者がその費用をもって行う義務を負うものとする。

2 本件付加施設部分内に蔵置する物品等について、事業者は、自己の責任において保管管理を行い、また市は火災・盗難その他の事故もしくは天災地変その他の不可抗力により生じた損害について、事業者に対して一切の賠償責任を負わない。

(承諾手続)

第12条 事業者は、本貸付契約の定めるところにより市の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、市に通知し、市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による事業者の通知に対する市の承諾は、書面によるものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置等)

第13条 事業者は、本件付加施設部分の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。事業者が本件付加施設部分の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、本件事業契約第65条の規定に従うものとする。

(補修費等の負担)

第14条 事業者は、本件付加施設部分についての補修費等の必要費、改良等の有益費、その他本件付加施設部分の使用に伴い要する費用を負担する。

(使用上の毀損等)

第15条 事業者は、本件付加施設部分の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに市にその状況を通知しなければならない。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件付加施設部分を毀損した場合、自らの負担において本件付加施設部分を原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第16条 市は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、事業者に対して本件付加施設部分または付加事業の状況に関して質問し、実地に調査しまたは参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。

- (1) 第3条に定める貸付料の納付がないとき
- (2) 第12条に定める承諾の申請があったとき
- (3) 事業者が本貸付契約に定める義務に違反したとき

(契約の解除)

第17条 市は、次の各号の一に該当するときは、本貸付契約を解除することができる。

- (1) 市において、本件付加施設部分を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 事業者が本貸付契約に定める義務に違反し、かつ市が相当の期間を定めて当該義務の履行を事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者がその期間内に当該義務を履行しないとき。
- (3) 事業者に解散決議、または破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき。

2 市は、前項第1号の規定に基づき本貸付契約を解除するときに限り、事業者に対し通常生じる損失を補償するものとする。

3 市は、本貸付契約が解除された場合には、事業者が支払済みの未経過期間に係る貸付料に

日割計算をして算出された金員を返還するものとする。

(本件付加施設部分の明渡)

第18条 事業者は、第2条に規定する賃貸借期間が満了したとき、または前条の規定により本貸付契約が終了したときは、自己の費用をもって、市の指定する期日(以下「明渡指定日」という。)までに本件付加施設部分を原状に回復し、市に対して明渡すものとする。

2 前項の規定に違反して事業者が本件付加施設部分を明渡さない場合は、市は、明渡指定日の翌日から明渡しに至るまで賃料の倍額に相当する使用損害金を事業者に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市の請求があったときは、事業者は本件付加施設部分を現状において明渡すものとする。

(損害賠償)

第19条 市は、事業者が本貸付契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を事業者に請求することができる。

(契約の費用)

第20条 本貸付契約に要する費用は、事業者の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 本貸付契約から生ずる一切の法律上の争訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第22条 本貸付契約に定めのない事由については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事由について定める必要が生じた場合または本貸付契約に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(以下余白)

本貸付契約の締結を証するため、本貸付契約書 2 通を作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋 市
代表者 名古屋市長 松原 武久 印

事業者 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

別紙19 [土地貸付契約（民間施設用地）の様式]（第72条第1項関係）

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業の特定民間事業に関する
行政財産有償貸付契約書

名古屋市（以下「市」という。）と【特別目的会社】（以下「事業者」という。）は、以下のとおり行政財産たる土地の賃貸借契約（以下「本貸付契約」という。）を締結する。なお、本貸付契約で別段定義するものの他、本貸付契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（目的）

第1条 甲は、次の土地（以下「民間施設用地」という。）を、市及び事業者との間で平成 []年 []月 []日付で締結された「名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 事業契約書」（以下「本件事業契約」という。）第72条第1項に基づき、事業者が民間設置施設を所有し特定民間事業を実施することを目的として、その必要な範囲で事業者に賃貸し、事業者はこれを借り受ける。

所在地	面積	摘要
名古屋市守山区竜泉寺二丁目	m ²	添付図面に表示された部分

（期間）

第2条 賃貸借の期間は、平成 []年 []月 []日から本件事業契約の終了の日までとする。

（貸付料）

第3条 事業者は、名古屋市財産条例（平成15年条例第56号。その後の変更を含む。）その他これに基づく規程に定める貸付料を市に支払うものとする。支払期日及び支払方法は、要求水準書に定めるところによる。

（貸付料の改定）

第4条 市は、民間施設用地の価格が著しく上昇したとき、市が民間施設用地について特別の費用を負担することとなったとき、その他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（延滞金）

第5条 事業者は、本貸付契約に基づいて支払うべき一切の金銭債務につき、その履行を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みとなるまで、遅滞金額につき年3.4%の割合の延滞金を市に支払わなければならない。

(充当の順序)

第6条 事業者が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(民間施設用地の引渡し)

第7条 市は、第2条に規定する賃貸借期間開始の日、民間施設用地を現状のまま事業者に引き渡すものとする。

(譲渡及び転貸の禁止)

第8条 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ないで、本貸付契約により生ずる権利若しくは本貸付契約上の地位を第三者に譲渡し、質権その他の担保権を設定し、又は義務を継承させ、又は民間施設用地を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第9条 事業者は、常に民間施設用地が行政財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意をもってこれを使用、維持保全しなければならない。

2 事業者は、民間施設用地について、市の事前の書面による承諾を得ないで、本件事業契約及び事業提案書に基づかない現状変更、建物その他の施設の新築又は増改築、その他の使用を行ってはならない。

(承諾手続)

第10条 事業者は、本貸付契約の定めるところにより市の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、市に通知し、市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による事業者の通知に対する市の承諾は、書面によるものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置等)

第11条 事業者は、民間施設用地の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事業者の責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。事業者が民間施設用地の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、本件事業契約第73条の規定に従うものとする。

(使用上の毀損等)

第12条 事業者は、民間施設用地の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに市にその状況を通知しなければならない。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件土地を毀損した場合、自らの負担において本件土地を原状に回復しなければならない。

(瑕疵ある場合の費用負担等)

第13条 民間施設用地につき、事業者が特定民間事業を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、大型の地中障害物、埋蔵文化財、建築物の瑕疵等を含むがこれらに限定されない。）の存在が判明した場合、これに起因して事業者が生じる必要な追加費用及び損害の負担については、市と事業者が協議し、合理的な範囲で市が負担するものとする。但し、入札説明書等に定める現地調査を事業者が十分に実施していない等、事業者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りではない。

（実地調査等）

第14条 市は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、事業者に対して民間施設用地または特定民間事業の状況に関して質問し、実地に調査しまたは参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。

- （1）第3条に定める貸付料の納付がないとき
- （2）第10条に定める承諾の申請があったとき
- （3）事業者が本貸付契約に定める義務に違反したとき

（契約の解除）

第15条 市は、次の各号の一に該当するときは、本貸付契約を解除することができる。

- （1）市において、民間施設用地を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
 - （2）事業者が本貸付契約に定める義務に違反し、かつ市が相当の期間を定めて当該義務の履行を事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者がその期間内に当該義務を履行しないとき。
 - （3）事業者に解散決議、または破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき。
- 2 市は、前項第1号の規定に基づき本貸付契約を解除するときに限り、事業者に対し通常生じる損失を補償するものとする。
- 3 市は、本貸付契約が解除された場合には、事業者が支払済みの未経過期間に係る貸付料に日割計算をして算出された金員を返還するものとする。

（民間施設用地の返還）

第16条 事業者は、第2条に規定する賃貸借期間が満了したとき、または前条の規定により本貸付契約が終了したときは、自己の費用をもって、市の指定する期日（以下「返還指定日」という。）までに民間施設用地を原状に回復し、市に返還しなければならない。

- 2 前項の規定に違反して事業者が民間施設用地を返還しない場合は、市は、返還指定日の翌日から返還に至るまで貸付料の倍額に相当する使用損害金を事業者に請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の請求があったときは、事業者は民間施設用地を現状において返還するものとする。

（有益費等の請求権の放棄）

第17条 事業者は、民間施設用地に投じた有益費又は必要費があった場合でも、これを市に対して請求しないものとする。

(損害賠償)

第18条 市は、事業者が本貸付契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を事業者に請求することができる。

(契約の費用)

第19条 本貸付契約に要する費用は、事業者の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 本貸付契約から生ずる一切の法律上の争訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第21条 本貸付契約に定めのない事由については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事由について定める必要が生じた場合または本貸付契約に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が協議して定めるものとする。

本貸付契約の締結を証するため、本貸付契約書 2 通を作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋 市
代表者 名古屋市長 松原 武久 印

事業者 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

別紙20 [本施設貸付契約（自動販売機等設置）の様式]（第53条第1項関係関係）

名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業の飲料等提供業務に関する
行政財産有償貸付契約書

名古屋市（以下「市」という。）と【特別目的会社】（以下「事業者」という。）は、以下のとおり行政財産を対象とする賃貸借契約（以下「本貸付契約」という。）を締結する。なお、本貸付契約で別段定義するものの他、本貸付契約において使用する用語は、本件事業契約（以下に定義する。）における定義に基づくものとする。

（目的）

第1条 市は、市及び事業者との間で平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結された「名古屋市守山スポーツセンター（仮称）整備・運営事業 事業契約書」（以下「本件事業契約」という。）第53条第1項に基づき、事業者が飲料等提供業務として自動販売機を設置することを目的として、その必要な範囲で、本件事業契約に基づき建築された要求施設及びその敷地部分のうちの下に示す部分（以下「本件貸付部分」という。）を事業者に賃貸し、事業者はこれを借り受ける。

区分	数量	摘要
		添付図書に表示された部分

（期間）

第2条 賃貸借の期間は、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日から平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日までとする。ただし、賃貸借の期間の満了の1年前までに、事業者は文書をもって貸付期間を更新する旨を市に申し込むものとする。

（貸付料）

第3条 事業者は、名古屋市財産条例（平成15年条例第56号。その後の変更を含む。）その他これに基づく規程に定める貸付料を市に支払うものとする。支払期日及び支払方法は、要求水準書の定めるところによる。

（貸付料の改定）

第4条 市は、本件貸付部分の価格が著しく上昇したとき、市が本件貸付部分について特別の費用を負担することになったとき、その他正当な利用があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（延滞金）

第5条 事業者は、本貸付契約に基づいて支払うべき一切の金銭債務につき、その履行を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みとなるまで、遅滞金額につき年3.4%の割合の延滞金を支払うものとする。

滞金を市に支払わなければならない。

(本件貸付部分の引渡し)

第6条 市は、第2条に規定する賃貸借期間開始の日に、本件貸付部分を現状のまま事業者に引き渡すものとする。

(充当の順序)

第7条 事業者が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(瑕疵担保)

第8条 事業者は、本貸付契約締結後に本件貸付部分について、かくれた瑕疵の存在が判明しても、市に対して貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(譲渡及び転貸の禁止)

第9条 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ないで、本貸付契約により生ずる権利若しくは本貸付契約上の地位を第三者に譲渡し、質権その他の担保権を設定し、又は義務を継承させ、又は本件貸付部分を転貸してはならない。

(使用上の制限)

第10条 事業者は、常に本件貸付部分が行政財産であることに配慮し、善良なる管理者の注意をもってこれを使用、維持保全しなければならない。

2 事業者は、本件貸付部分について、本件事業契約に基づかない現状変更、設備の設置等を行ってはならない。

3 事業者は、市から書面による事前の承諾を得たときに限り、すべて事業者の責任と費用負担において、本件貸付部分に対する造作物の設置、模様替え等(以下「造作物等」という。)の原状変更を行うことができる。かかる造作物等につき消防署等から改善・撤去・移動等の指導を受けたときには、事業者は、その費用負担により、かかる指導内容を直ちに実行する。

4 事業者が本件貸付部分につき行う工事で、市に損害を与えたときは事業者はその損害を賠償するものとし、第三者に損害を与えたときは第12条の規定によるものとする。

(承諾手続)

第11条 事業者は、本貸付契約の定めるところにより市の承諾を必要とする行為をしようとするときは、事前にその理由その他参考となるべき事項を詳細に記載した書面により、市に通知し、市の承諾を得なければならない。

2 前項の規定による事業者の通知に対する市の承諾は、書面によるものとする。

(第三者に損害を及ぼした場合の措置等)

第12条 事業者は、本件貸付部分の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は、事

業者の責任において損害の発生を防止するよう努めなければならない。事業者が本件貸付部分の使用により第三者に損害を及ぼした場合は、本件事業契約第59条の規定に従うものとする。

(使用上の毀損等)

第13条 事業者は、本件貸付部分の全部又は一部が毀損した場合は、直ちに市にその状況を知示なければならない。

2 事業者は、自らの責めに帰すべき事由により本件貸付部分を毀損した場合、自らの負担において本件貸付部分を原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第14条 市は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、事業者に対して本件貸付部分または飲料等提供業務の状況に関して質問し、実地に調査しまたは参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。

- (1) 第3条に定める貸付料の納付がないとき
- (2) 第11条に定める承諾の申請があったとき
- (3) 事業者が本貸付契約に定める義務に違反したとき

(契約の解除)

第15条 市は、次の各号の一に該当するときは、本貸付契約を解除することができる。

- (1) 市において、本件貸付部分を公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 事業者が本貸付契約に定める義務に違反し、かつ市が相当の期間を定めて当該義務の履行を事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者がその期間内に当該義務を履行しないとき。
 - (3) 事業者に解散決議、または破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったとき。
- 2 市は、前項第1号の規定に基づき本貸付契約を解除するときに限り、事業者に対し通常生じる損失を補償するものとする。
- 3 市は、本貸付契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を日割で返還するものとする。

(本件貸付部分の明渡)

第16条 事業者は、第2条に規定する賃貸借期間が満了したとき、または前条の規定により本貸付契約が終了したときは、自己の費用をもって、市の指定する期日(以下「明渡指定日」という。)までに本件貸付部分を原状に回復し、市に対して返還するものとする。

- 2 前項の規定に違反して事業者が本件貸付部分の全部又は一部を明渡さない場合は、市は、明渡指定日の翌日から本件貸付部分全部の返還に至るまで当該未返還の部分に対応する貸付料の倍額に相当する使用損害金を事業者に請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市の請求があったときは、事業者は本件貸付部分を現状において返還するものとする。

(損害賠償)

第17条 市は、事業者が本貸付契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を事業者に請求することができる。

(契約の費用)

第18条 本貸付契約に要する費用は、事業者の負担とする。

(管轄裁判所)

第19条 本貸付契約から生ずる一切の法律上の争訟については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等)

第20条 本貸付契約に定めのない事由については、本件事業契約の定めに従うものとし、本件事業契約にも定めのない事由について定める必要が生じた場合または本貸付契約に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が協議して定めるものとする。

本貸付契約の締結を証するため、本貸付契約書 2 通を作成し、当事者双方がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋 市
代表者 名古屋市長 松原 武久 印

事業者 [住所]
[会社名]
[代表者名] 印

談合その他の不正行為に係る特約条項

（談合その他の不正行為に係る市の解除権）

第1条 名古屋市（以下「市」という。）は、事業者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 事業者が、独占禁止法違反するとして、独占禁止法第66条第4項に規定する審決を受け、当該審決が確定したとき。
- (3) 事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の3若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第2条 事業者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、市が契約を解除するか否かにかかわらず、事業者は、【設計・建設業務に係る対価】に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、【設計・建設業務に係る対価】の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて年3.4パーセントの割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号、第2号及び第4号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など市に金銭的損害が生じない行為として、事業者がこれを証明し、そのことを市が認めるとき。
- (2) 前条第1項第3号のうち、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198

条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、事業者又は事業者の役員若しくは事業者の使用人が刑法第96条の3の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の3の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

- 2 第1項に規定する場合において、事業者である特別目的会社が既に解散しているときは、市は、事業者の構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、事業者の構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、市は、事業者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。